

自己評価書

平成 24 年度～平成 29 年度

静岡大学

創造科学技術大学院

令和元年 6 月

目 次

I 実施組織の現況及び特徴	1
II 目的	2
III 基準ごとの自己評価	
基準 1 組織の目的	3
基準 2 教育研究組織構成	5
基準 3 教員及び支援者等	9
基準 4 学生の受入	14
基準 5 教育内容及び方法	19
基準 6 学習成果	30
基準 7 施設・設備及び学生支援	35
基準 8 内部質保証システム	43
基準 9 財務基盤及び管理運営	49
基準 10 教育情報等の公表	53
基準 11 研究活動の状況及び成果	56
基準 12 地域貢献活動の状況	65
基準 13 国際化の状況	71
附録：自己評価 基準と観点 一覧	79

I 実施組織の現況及び特徴

1 現況

(1) 実施組織名 創造科学技術大学院

(2) 所在地 静岡県浜松市（浜松研究院）及び
静岡県静岡市（静岡研究院）

(3) 実施組織の構成

自然科学系教育部（ナノビジョン工学専攻、光・ナノ物質機能専攻、情報科学専攻、環境・エネルギーシステム専攻、バイオサイエンス専攻）

創造科学技術研究部（ナノビジョンサイエンス部門、オプトロニクスサイエンス部門、インフォマティクス部門、ナノマテリアル部門、エネルギーシステム部門、統合バイオサイエンス部門、環境サイエンス部門、ベーシック部門）

(4) 学生数及び教員数(平成 30 年 5 月 1 目現在)

学生数：自然科学系教育部 208 人

専任教員：教授 110 人、准教授 43 人、講師 7 人

助教 1 人

兼任教員：教授 3 人、准教授 2 人

2 特徴

本学は、「社会の様々な分野でリーダーとして活躍できる高い専門性と多角的な視野をもち、21世紀の解決すべき問題を追求し続ける人間性豊かな人材、及びアジアをはじめ諸外国との関わりの下で活躍できる豊かな国際感覚を身に付けた人材」を養成することを目標として掲げている。この目標達成のため、学部では、専門分野に関する知識・技術、自然科学基礎分野に関する知識・技術（自然系学部・学科）、幅広い教養、外国語能力、問題発見／解決能力、プレゼンテーション能力、情報活用能力、コミュニケーション能力、国際感覚、リーダーシップの涵養を、大学院では、これら能力等をさらに発展させつつ、国際的水準の深い専門的知識と研究開発能力、高度の専門的職業に必要な高い能力を育成することを目指している。

本大学院は、上記の方針に基づいて、平成 18 年 4 月に既存の区分制大学院である理工学研究科と独立研究科である電子科学研究科を改組し、さらに岐阜大学大学院連合農学研究科から一部教員が参画し、設置された大学院である。

本大学院は、教育並びに研究組織である自然科学系教育部並びに創造科学技術研究部からなる。

自然科学系教育部の特徴として、分野横断型の専攻群で構成されていることが挙げられる。そこでは、体系化された専門科目のほか、進展が期待される周辺分野の知識を学ぶ「新領域」科目や社会的ニーズに対応した知的財産論、経営論等の「基盤的共通科目」を用意し、いわゆる「T 字型教育」を実践している。また、各専攻の全研究分野の理解を可能とするための「総論」と、現行の専攻分野の周辺にあって今後の発展が予想され、将来自らの研究との関連も深まることが予想される分野の「新領域」講義科目を設けている。さらに、インターンシップを取り入れ、社会における生の声を学生に反映できるように配慮している。

研究指導にあたっては、各研究部門のグループに所属する教員複数名が担当する副指導教員制度を導入し、多面的な基礎教育及び専門に特化した学生指導を行えるような体制を整えている。また、講義に「特別講義」を用意し、本学で開催する国際シンポジウムや研究会における招待講演の聴講を積極的に勧め、研究の最先端に触れるさせている。また、専攻レベルで研究発表・討論の場を設け、学生の研究能力を向上させるとともに、教員の教育能力も向上するような仕組みを整えている。

一方、創造科学技術研究部では、先端的な研究の実践に柔軟かつ迅速に対応でき、時流の変化に即した弾力的な組み替えができるよう、従来の工学、情報学、理学及び農学の枠組を超えて、教員組織の柔軟な見直しや編成替えが可能な組織としている。浜松研究院には、ナノビジョンサイエンス部門、オプトロニクスサイエンス部門、インフォマティクス部門、ナノマテリアル部門、エネルギーシステム部門が配置され、主に工学部、情報学部及び電子工学研究所、イノベーション社会連携推進機構の教員が兼務として関連する研究部門に組織されている。静岡研究院では、生命・環境科学分野における研究目的を達成するため、統合バイオサイエンス部門、環境サイエンス部門が配置され、主に理学部及び農学部の教員が兼務として参画している。なお、原理の探求と新たな研究シーズの創出を図るために、浜松研究院及び静岡研究院に跨がって組織されたベーシック部門を設置し、基盤的研究にも重きを置いている。

II 目的

自然科学系教育部では、「I 実施組織の現況及び特徴 2 特徴」で述べた人材育成目標に基づき、時代に即応した幅広い素養と、深い専門知識及び国際性豊かな知識を有し進歩の速い科学技術の動きに対応可能な「間口が広く、深い専門知識と知力を身につけた高度先端技術者及び研究者」の養成を目的とし、以下のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを掲げている。

【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

教育理念である、時代に即応した幅広い素養と特化した専門知識及び国際性豊かな知識を有する先端技術者及び研究者を養成することを目的としており、下記に示す能力を身につけた者に学位を授与する。

- (1) 専攻・分野ごとに定められた学術論文数等のガイドライン基準を満たし、専門領域における深い知識を有していること。
- (2) 時代に即応した幅広い素養及び国際性豊かな知識を有し、地域社会や国際社会の期待に応えられる創造力、自己問題発見能力、自己解決力、コミュニケーション能力を有していること。

【教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）】

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、下記の方針に従って教育課程を編成する。

- (1) 研究指導にあたっては、創造科学技術研究部に所属する教員が担当する副指導教員制度を導入し、多面的かつ異分野融合的な基礎教育及び専門的に特化した学生指導を行う。
- (2) 国際水準の研究成果をあげるために、学会の第一線で活躍する選りすぐられた講師による深い内容と実践的な専門知識を盛り込んだ「専門科目」の講義を提供する。
- (3) 21世紀を担う研究者・技術者に求められているマネジメント能力や人類の福祉に配慮した倫理観を養うために必要な知識を、短期集中型講義の基盤的共通科目として開講する。
- (4) 各専攻の全研究分野の理解（異分野融合化の基礎）を可能とするための「総論」と、今後の発展が予想される分野の知識を講義する科目「新領域」を設け、進歩の早い科学技術の動きに対応した講義を提供する。
- (5) 英語特別コースを設けて優れた留学生を積極的に受け入れ、日本人学生と相互に切磋琢磨して国際性あふれる研究者・高度技術者の育成を図る。

創造科学技術研究部は、本学の基本的研究目標を踏まえ、従来の工学、情報学、理学、農学の枠組みを超えた分野横断的な先進的学際研究領域の創成と地域に根ざした産業イノベーションの創出を課題と位置づけ、浜松キャンパスを中心とした光・電子・情報分野と、静岡キャンパスを中心とした生命・環境科学分野において、地域に密着した課題の発掘並びにその解決を目指す研究を推進するとともに、国内外で評価される独創的、先進的研究の推進を図ることを基本方針とし、第三期中期目標・中期計画において、以下の3つの重点研究分野を掲げ、推進している。

- ・光応用・イメージング
- ・環境・エネルギー・システム
- ・グリーンバイオ科学

III 基準ごとの自己評価

基準 1 組織の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-② 研究科等の目的（専攻等の目的を含む。）が、研究科規則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

静岡大学大学院規則第 1 条において、「静岡大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。2 大学院は、研究科等又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科等規則に定め、公表するものとする。」と明記されており、さらに静岡大学創造科学技術大学院規則の第 2 条において、「創造科学技術大学院は、静岡大学大学院自然科学系教育部（以下「教育部」という。）及び静岡大学大学院創造科学技術研究部（以下「研究部」という。）で構成し、深い専門知識を有する高度先端技術者及び研究者を養成し、世界をリードする研究を実践することを目的とする。」と記されている。

本大学院及び専攻の具体的な教育目標は本大学院ウェブサイト上で公開している。これらは学校教育法第 99 条に規定された「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」の内容に合致している。

添付資料 1-1：静岡大学の理念と目標

<http://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/pdf/manifesto.pdf>

添付資料 1-2：静岡大学大学院規則

<http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000298.htm>

添付資料 1-3：静岡大学創造科学技術大学院規則

<http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000321.htm>

添付資料 1-4：静岡大学創造科学技術大学院ウェブサイト <http://gsst.shizuoka.ac.jp/>

【分析結果とその根拠理由】

上記のように、本大学院の目的は、学科教育法第 99 条に規定された大学院一般に求められる目的に合致していると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本大学院では「深い専門知識を有する高度先端技術者及び研究者を養成し、世界をリードする研究を

実践する」ことを目的とし、この旨を学生便覧、大学院ウェブサイト及び学生募集要項、毎年度末に発刊する教育研究活動報告書において教職員及び学生に広く周知を行うとともに、広く社会に公表している。

【改善を要する点】

該当なし。

基準2 教育研究組織構成

(1) 観点ごとの分析

観点2-1-② 専攻の構成（専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本大学院においては、教育部が大学院博士課程の教育を担う組織である。教育部は、「深い専門知識を有する高度先端技術者及び研究者を養成する」ことを目的とし（静岡大学創造科学技術大学院規則第2条）、博士課程の専攻が設置されている。また、図2-1のように、本学の修士課程である総合科学技術研究科（情報学、理学、工学、農学専攻）及び教育学研究科に続く高等教育課程と位置づけられる。

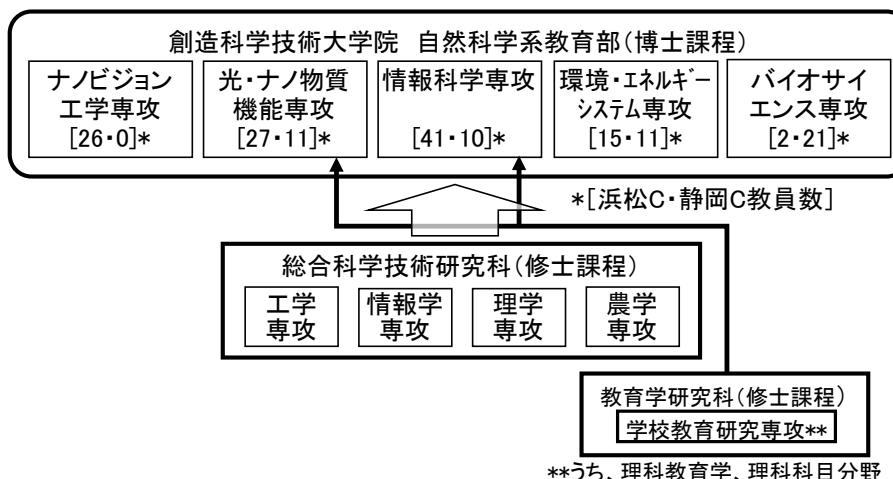


図2-1 自然科学系教育部と本学大学院修士課程との関係

教育部には、創造科学技術大学院規則第5条に定められている通り、以下の5専攻が設置されている（かつては定員を示す）。

- ①ナノビジョン工学専攻（13人、平成30年度から10人）
- ②光・ナノ物質機能専攻（12人、平成30年度から9人）
- ③情報科学専攻（10人、平成30年度から11人）
- ④環境・エネルギー・システム専攻（7人）
- ⑤バイオサイエンス専攻（8人）

上記のうち、①～③は主として浜松キャンパスに展開され、ナノビジョン、光電子工学、情報科学分野の高度先端技術者、研究者の育成を目指している。また、④及び⑤は、主として静岡キャンパスに展開され、環境、バイオ分野で感性豊かな高度の専門性を備えた人材の育成を目指す。これらの専攻に特化されている研究分野は、静岡県西部を中心とする光技術関連産業、また県中部・東部の特色である食品・健康関連産業を中心とする地域産業とも合致している。

【分析結果とその根拠理由】

教育部には、教育研究の目的を達成するために、社会及び地域産業のニーズを鑑みて特化すべき研究分野と整合した5つの専攻が設置されている。従って、これらの組織の構成は、大学院博士課程における教育研究目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点2-1-③ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本大学院附属の施設やセンター等はないが、教育研究活動に関連する施設やセンターとして下記が挙げられ、活用されている。

研究支援

グリーン科学技術研究所研究支援室 (http://www.green.shizuoka.ac.jp/support_intro.html)

共同利用機器センター (<http://kyodoriyo05.eng.shizuoka.ac.jp/HP>)

次世代ものづくり人材育成センター (<http://www.eng.shizuoka.ac.jp/other/organization/>)

附属図書館 (<https://www.lib.shizuoka.ac.jp/>)

国際交流支援

国際連携推進機構 (<http://www.icsu.shizuoka.ac.jp/>)

【分析結果とその根拠理由】

本大学院附属の施設やセンター等はないが、教育研究活動に関連する施設やセンターが全学的に設置されており、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点2-2-① 教授会・学科会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

本大学院の管理運営に関する事項を審議するため、教育部に教育部の管理運営に関する事項を審議するための教育部教授会並びに研究部の管理運営に関する事項を審議するための研究部教授会が置かれている（図2-2）。

教育部教授会では、教育部における教育に関する事項、学生生活の支援及び学生の身分に関する重要事項等を審議し、原則として月1回開催されている。また、教育部教授会には静岡教育分科会及び浜松

教育分科会が置かれ、教授会から委任された、教育部の運営に係る事項の審議を行っている。教育分科会の具体的な審議事項は、当該キャンパスにおいて申請のあった学位の審査に関する重要事項等である。

また、教育部には教務委員会が置かれ、教育課程や教育方法、学位審査に関する諸手続の点検及び監視、学生の身分及び支援の検討等がなされている。委員会は、学位に関する審査を行う7、8月（9月学位取得）、1、2月（3月学位取得）の他、議題により適時開催されている。また、教育フォーラムや研究フォーラム等各専攻独自の教育課程や教育方法の改善並びに新しい試み等については、専攻に配置された全教員による専攻会議において検討・実施されている。

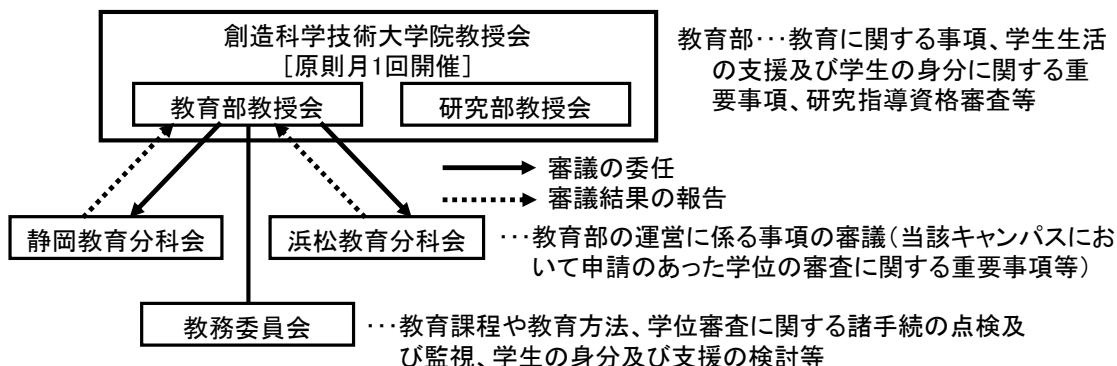


図2-2 教授会の構成

添付資料2-1：静岡大学創造科学技術大学院教授会規則

<http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000322.htm>

添付資料2-2：静岡大学大学院自然科学系教育部教授会規則

<http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000323.htm>

添付資料2-3：静岡大学創造科学技術大学院教育分科会規則

<http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000325.htm>

【分析結果とその根拠理由】

教育活動に係る重要な事項を審議する教育部教授会が原則として月1回開催され、併せて、教育分科会が適時に開催され、教育活動に係る重要な事項を審議するための必要な活動を適切に行っている。

教育部には教育課程や教育方法等を検討する組織として、教務委員会が設置されており、実質的な検討が行われている。そして、専攻ごとの教育課程や教育方法等については、専攻会議において検討されている。

以上より、本観点は満たされていると判断される。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

教育部が、社会及び地域産業のニーズに基づいて特化された研究分野との整合性に配慮した専攻群から構成され、教育目標を達成する上で適切な構成になっている。

【改善を要する点】

該当なし。

基準3 教員及び教育支援者等

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点に係る状況】

本大学院規則第5条第2項に「専攻を担当する教員は、研究部に所属する研究指導又は授業担当の資格を有する教授、准教授、講師及び助教のうちから、研究部教授会が選考する」と定められている。これに基づき、専攻を担当する教員が教育部各専攻の教育及び研究指導に携わっている。また、研究部に所属する教員は、情報学部、理学部、工学部、農学部、教育学部及び修士課程の各専攻を担当しており、各学部、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所に所属する兼担教員により、学部、修士課程の教育との連続性並びに研究の充実が図られている。

組織に関しては、教育部では5専攻の長を大学院長（兼教育部長）・教育副部長が、また研究部では8部門の長を研究部長・副部長がそれぞれ指揮し、全体を大学院長が統括するという、指揮系統と責任の所在を明確化した体制をとっている。

観点2-2-①で述べたように、教育部には、教育に関する事項、学生生活の支援及び学生の身分に関する重要事項等を審議するため、所属教員を構成員とする教育部教授会が置かれ、原則として月1回開催されている。また、教授会には静岡教育分科会及び浜松教育分科会が置かれ、教授会から委任された教育部の運営に係る事項の審議を行っている。

さらに、大学院長、教育副部長、正副研究部長、各正副専攻長、各研究部門長並びに評価・国際関係担当から構成される総務委員会を毎月開催し、教授会を補完する役割をもたせると共に、教授会の議案について予備審議を行っている（表3-1）。

表3-1 総務委員会構成員

・大学院長（兼 教育部長） ・教育副部長 ・研究部長 ・研究副部長 ・評価・地域社会連携 ・国際戦略担当	自然科学系教育部 正副専攻長 ・ナノビジョン工学 ・光・ナノ物質機能 ・情報科学 ・環境・エネルギーシステム ・バイオサイエンス	創造科学技術研究部 部門長 ・ナノビジョンサイエンス ・オプトロニクスサイエンス ・インフォマティクス ・ナノマテリアル ・エネルギーシステム ・統合バイオサイエンス ・環境サイエンス ・ベーシック
---	---	---

【分析結果とその根拠理由】

本大学院を担当する教員は、情報学部、理学部、工学部、農学部、教育学部及び修士課程の各専攻を兼務しており、学部及び修士課程との教育の連続性及び研究の充実が図られている。また、電子工学研

究所、及びグリーン科学技術研究所所属の教員が本大学院の兼務教員であることから、学部、修士課程の大学院だけでなく、研究所との連携も図られている。

観点3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

各専攻における教員数あるいは研究指導補助教員数（表3-2）は、大学院設置基準以上の数が確保されている。各専攻ともに教授を中心に教員が配置され、教員1人当たりの学生数は0.6～1.4名である（表3-3）。

【分析結果とその根拠理由】

研究指導教員あるいは研究指導補助教員は大学院設置基準に適合し、さらに学生収容定員に対し手厚い教育活動を展開する上で十分な人数が配置されていることから観点を満たしていると言える。

表3-2 専攻別研究指導教員及び研究指導補助教員数（平成30年5月1日現在）

自然科学系教育部 専 攻	教員数			設置基準で必要とされる教員数	
	研究指導 教員 (うち教授)	研究指導 補助教員	計	研究指導教員 (うち教授)	指導教員と研究 指導補助教員の 計
ナノビジョン工学	25(15)	0	25	4(3)	7
光・ナノ物質機能	38(28)	0	38	4(3)	7
情報科学	49(30)	0	49	4(3)	7
環境・エネルギー・システム	26(20)	2	28	4(3)	7
バイオサイエンス	23(17)	3	26	4(3)	8
合計	161(110)	5	166	20(15)	36

表3-3 専攻別研究指導教員数及び教員1人当たりの学生数（平成30年5月1日現在）

自然科学系教育部 専 攻	収容 定員	研究指導教員数					教員1人 当たりの 学生数
		教授	准教授	講師	助教		
ナノビジョン工学	36	15	9	1		25	1.44
光・ナノ物質機能	33	28	9	1	0	38	0.87
情報科学	31	30	15	3	1	49	0.63
環境・エネルギー・システム	21	20	5	1	0	26	0.81
バイオサイエンス	24	17	5	1	0	23	1.00
合計	145	110	43	7	1	161	0.90

観点3-1-④ 学部・研究科等の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

表3-3の教員の年齢構成を見ると、教授は46～65才、准教授は36～50才の年齢層に主に分布している。本大学院への担当申請を年2回受け付けており、優れた研究業績をもつ若手教員の参画を促している。

女性教員の割合は教育部全体で5.2%であり、平成24年度の1.5%から増加している。しかし、文系と比較して理工系の女性研究者が少ないとはいえ、令和3年度までに16%と言う大学全体の目標も考慮すれば、十分とは言えない状況である。女性教員のための制度としては、出産時の休暇はもちろんのこと、育児休業については「国立大学法人静岡大学育児休業規程」により制定されている。さらなる情勢教員比率の向上が今後の課題である。

外国人教員の割合(6.9%)も平成24年度の3.0%から増加しているものの、全学の数値目標の13%に比べるとまだ低い水準である。研究・教育活動の活性化のために、外国人教員比率向上のための対策が求められる。

添付資料3-1：国立大学法人静岡大学育児休業規程

表3-3 教員の年齢構成(平成30年5月1日現在)

年齢(歳)	65 ～61	60 ～56	55 ～51	50 ～46	45 ～41	40 ～36	35 ～31	計	うち女性	うち外国人
教授	24	28	35	24	3	0	0	114	7	9
准教授	0	2	3	11	19	13	1	49	1	2
講師	0	0	0	1	1	3	3	8	1	1
助教	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0
計	24	30	38	36	23	16	6	173	9(5.2%)	12(6.9%)

【分析結果とその根拠理由】

担当教員の年齢構成については、職位ごとにバランスが取れており、さらに継続的に新たな担当教員を受け入れていることから、活性化のための適切な措置が講じられていると判断される。一方、女性教員及び外国人教員の比率はそれぞれ5.2%及び6.9%であり、いずれも平成24年度から大きく増加したが、十分なレベルとは言えない。本大学院には教員採用の人事権がないため、女性教員、外国人教員についての対策については、今後も大学本部と協力して進めていく。

観点3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

研究部への教員の加入は、「静岡大学教員資格審査基準」、及び各研究部門、専攻によって定められた基準を元に、部門および専攻において候補者の研究業績とその独創性、指導能力を厳正に評価することで行っている。

添付資料3-2：静岡大学教員資格審査基準

<http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000098.htm>

【分析結果とその根拠理由】

研究部・教育部への教員の加入は、「静岡大学教員資格審査基準」及び各研究部門、専攻により定められた基準を元に、候補者の研究業績とその独創性、指導能力を厳正に評価することで行っていることから、適切に運用されているものと判断する。

観点3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

「国立大学法人静岡大学教職員人事評価実施規程」に基づき、「教員等の活動状況に関する報告書」の年2回の提出が義務付けられ、これに基づいて教員の教育及び研究活動等に関する評価を実施している。この結果を、期末手当の高率支給、昇給に反映している。

添付資料3-3：国立大学法人静岡大学教職員人事評価実施規程

添付資料3-4：教員等の活動状況に関する報告書

【分析結果とその根拠理由】

年2回提出される「教員等の活動状況に関する報告書」に基づき、期末手当の高率支給及び昇給に反映している。

観点3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

本大学院における教育支援者としては、浜松キャンパスでは浜松総務課に創造科学技術大学院係(平成30年度より大学院博士課程係に名称変更)（課長、副課長、係長、主任1名、係員1名、特任職員1名、パート事務職員1名、派遣職員1名）、静岡キャンパスでは理学部事務部に非常勤職員を1名配置している。これらの教育支援者は、学生の教務・厚生補導支援、ネットワーク管理を通じて教育課程を実施するための支援を行っている。

本学では、技術職員は技術部に所属しており、業務別にまとまった部門ごとに、教育活動に必要な支援を行っている（<https://www.tech.shizuoka.ac.jp/kikibunseki>）。

なお、本大学院は博士課程であることから講義履修者は多くないため、TAの必要性は低く、その採用実績はない。一方、教育研究の補助として毎年多くのリサーチアシスタント（RA）を採用しており、教育と研究の活性化に寄与している（基準5を参照）。さらに、教育研究活動等に補助的に従事させることによって職業意識及び職業観を涵養するとともに、経済的事情を抱える学生に対する一層の支援を行うことを目的とする「学内ワークスタディ」制度を新たに設け、平成29年度から運用を開始した。

添付資料3-5：静岡大学技術部紹介パンフレット

添付資料3-6：静岡大学「学内ワークスタディ」実施要項

【分析結果とその根拠理由】

教育課程を展開するために必要な教育支援者として、事務職員及び技術職員が適切に配置されている。教育研究の補助として毎年多くのRAを採用しており、教育と研究の活性化に寄与している

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学生収容定員に対し十分な教員数が配置されている。年2回の提出を義務付けた「教員等の活動状況に関する報告書」に基づいて教育・研究活動等を評価し、給与に反映させてている。教育研究の補助として毎年多くのRAを採用しており、教育と研究の活性化に寄与している。さらに、経済的事情を抱える学生に対する支援を目的とする「学内ワークスタディ」制度を実施している。

【改善を要する点】

女性教員及び外国人教員の比率を増すための対策を、今後も大学本部と協力して進めていく。

基準4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

本大学院の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、以下の様に定められている。

[育てる人間像]

特化した専門領域に関する深い知識と時代に対応した幅広い素養を有し、地域社会や国際社会の期待に応えられる高度先端技術者及び研究者を育成します。

[目指す教育]

体系化された専門科目のみならず、進展が期待される周辺分野の知識を学ぶ「新領域科目」や社会的ニーズに対応した「基盤的共通科目」等の「T字型教育」を行うとともに、創造力、自己解決力、コミュニケーション能力を有した人材の養成を目指した教育を実践します。

[入学を期待する学生像]

- ・高い向学心をもって自然科学の真理の探究にあたることができる人
- ・何事にも諦めず、チャレンジ精神をもって問題に対処できる人
- ・リーダーシップを発揮し、かつ協調性をもって物事に対処できる人

の入学を期待します。

[入学に必要とされる資質・能力]

教育部が行う入学者選抜試験は、修士の学位又は専門職学位を有する者（修了見込みも含む）及びそれらと同等以上の学力があると認めた者を対象として行われます。一般入試、社会人入試、および外国人留学生入試では、修士論文又は研究業績の発表に関連する学力検査・口述試験及び出身大学院専攻の基礎科目に関連する学力検査・口述試験を行い、博士課程での教育研究遂行能力を判定します。入学を期待する学生像として、1) 自由啓発と未来創成の高い向学心をもって自然科学の真理の探究にあたり、2) 何事にも諦めず、チャレンジ精神をもって問題に対処でき、さらに 3) リーダーシップを発揮し、かつ協調性をもって物事に対処できる人材をアドミッション・ポリシーに掲げています。入学試験では、研究遂行に必要な学力のみならず、それらの資質・能力についても口述試験により評価します。

上記のアドミッション・ポリシーは募集要項に記載され、さらに以下の本大学院のウェブサイトを通じて公表・周知している(<http://gsst.shizuoka.ac.jp/nyushi/admission.html>)。

添付資料4-1：平成30年度静岡大学大学院自然科学系教育部（創造科学技術大学院）

（後期3年博士課程）学生募集要項

【分析結果とその根拠理由】

アドミッション・ポリシーは、基本理念、教育目的に沿って策定されている。また、大学院の学生募集要項やインターネットウェブサイト等の各種媒体で公表されており、社会一般に周知されている。以上のことから、教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表・周知されている。

観点4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【観点に係る状況】

アドミッション・ポリシーに沿った入学者の選抜方針が専攻ごとに定められ、入学者に求められる適性や興味関心の方向性が提示され、これを入学試験や合格判定等の学生の受入に反映させている。

入学試験として、一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜及び転入学試験を実施している。10月および翌年の4月入学者のために8月に実施する通常の入試に加え、年度末に進路が定まる4月入学者のために二次募集の入試を1月に実施し、多様な学生の受入に努めている。転入学試験は必要に応じて実施している。さらに、ビザ取得に時間のかかる国外在住の外国人留学生のために、6月と12月に渡日前入試を実施している。いずれの入試も、学力検査・口述試験、成績証明書並びにその他の提出された書類の結果を総合して合否判定している。国外の外国人留学生に対しては、学力検査・口述試験のための面接をインターネット経由のテレビ会議で行うなど、便宜を図っている。一般枠と特別枠の国費留学生（大学推薦）ための選抜も、入試と併せて行っている。

中でも、平成22年度から26年度にかけて実施し、事後評価でS評価を得た科学技術振興調整費「戦略的環境リーダー育成拠点形成」については、学内措置による環境リーダープログラムを継続し、入学者の適正や興味関心の方向性を重視して合否判定等を行い、意欲の高い学生の受け入れを行っている。

添付資料4-1：平成30年度静岡大学大学院自然科学系教育部（創造科学技術大学院）

（後期3年博士課程）学生募集要項

添付資料4-2：環境リーダープログラム関連資料

【分析結果とその根拠理由】

アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生受入方法が採用され、実質的に機能していると判断できる。また、留学生、社会人、転入学生の受入等にもアドミッション・ポリシーは同様に適用され、適切な学生の受入が実施されていると判断する。

観点4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

入学者の選抜方法の詳細は、以下の図4-1に示すとおりである。

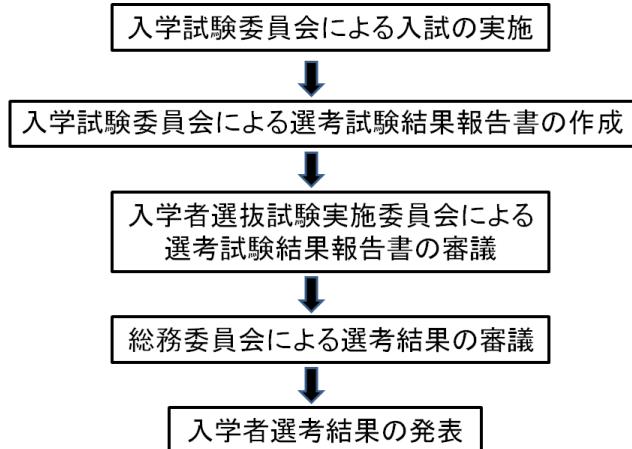


図4-1 入学試験委員会による入試の実施方法

入学者の選抜について、必要な事項を選抜試験実施要項で定めている。また、この要項に基づき、入学者選抜試験実施委員会を設置している。実施委員会では、①出願資格審査、②入試が公正に実施されているかの判定、等の入学者選抜に関する業務を行っている。個々の学力検査・口述試験については、3名からなる入学試験委員会が行う。入学試験委員会は、試験結果の評価を選考試験結果報告書にまとめ、関係提出書類とともに総合的に判断し、合否判定（案）を入学者選抜試験実施委員会に提出している。合否判定は、総務委員会の議を経て、教授会で行っている。

添付資料4-1：平成30年度静岡大学大学院自然科学系教育部（創造科学技術大学院）

（後期3年博士課程）学生募集要項

添付資料4-3：国費外国人留学生応募者の書類審査基準

添付資料4-4：国費留学生優先配置特別プログラム応募者審査基準

添付資料4-5：静岡大学大学院自然科学系教育部（後期3年博士課程）入学者選抜試験実施要項

【分析結果とその根拠理由】

入学者選抜試験実施要項や、それに基づいて組織された入学者選抜試験実施委員会等入学者選抜の実施体制が組織され機能している。また、各種選抜において年2回実施していることに加え、外国人留学生選抜ではインターネットインタビューを実施することにより、来日しなくとも受験ができるように配慮されている。以上より、入学者選抜は適切な実施体制により公正に実施されている。

観点 4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

観点 4-1-③で述べたとおり、アドミッション・ポリシーに沿って入学者選抜が適切に実施されている（図 4-1）。そして、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れが実際に行われているかどうかを検証するため、入学試験委員会は入学者選抜試験終了後に選抜結果を選考試験結果報告書にまとめて、入学者選抜試験実施委員会に報告している。入学者選抜試験実施委員会は、報告された選考試験結果報告書を審議し、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証している。これらの結果を総務委員会で審議して、最終的に教授会にて入学者の合否を決定している。

【分析結果とその根拠理由】

入学者選抜試験実施委員会及び総務委員会による審議で、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組は、適切に実施されていると判断する。検証結果を入学者選抜の改善に役立てる方法を、入学者選抜試験実施委員会にて検討中である。

観点 4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

図 4-2 は、平成 18 年度からの入学者数の推移を示す。入学定員 50 名に対する入学者数の状況は、平成 24 年度 51 名、平成 25 年度 61 名、平成 26 年度 57 名、平成 27 年度 56 名、平成 28 年度 43 名、平成 29 年度 75 名、平成 30 年度 51 名である。ただし、平成 30 年度から入学定員は 45 名となっている。平成 29 年度の急増は、27 年度から開始したアジアブリッジプログラム（ABP）の最初の修士課程修了生が多く入学したことによる一時的なものと見られる。

【分析結果とその根拠理由】

実入学者数について、5 年間の平均定員充足率は約 114% であり、大学機関別認証評価における基準内に収まっており、入学定員を大幅に超えたり下回ったりする状況にはなっておらず、入学定員と実入学者数との関係は適正な状態であると判断する。

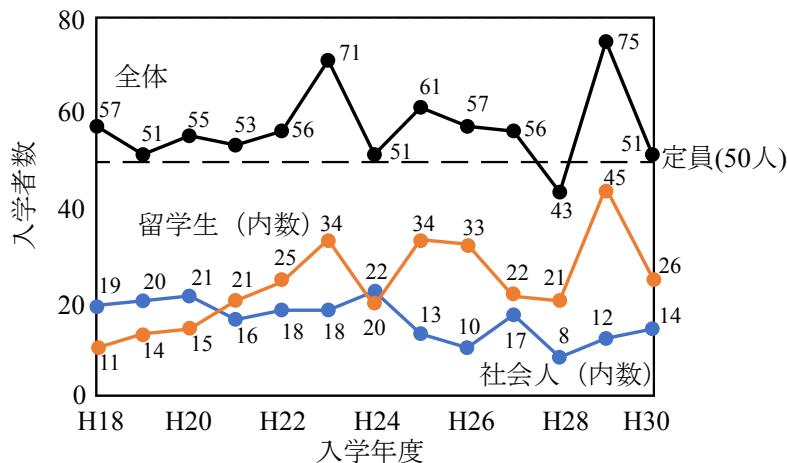


図4-2 入学者数の推移

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

アドミッション・ポリシーやディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め、アドミッション・ポリシーを募集要項に掲載し、紙面での配付やウェブサイトを通して、広く公表・周知している。また、一般学生のみならず、留学生、社会人、転入学生に対し同様の入試を実施している。さらに、入学者選抜試験実施要項や、それに基づいて組織された入学者選抜試験実施委員会等の入学者選抜の実施体制が組織され機能しており、公正に実施されている。さらに、平成24年度から平成30年度までのほぼ全ての年度で、入学者数が定員を上回っている点は優れている。

【改善を要する点】

各入学試験別の入学者数のバランス（特に修士課程に在学する日本人学生の博士課程への進学）について今後改善が求められる。

基準5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

観点5-5-① 教育課程方針が、学位授与方針と整合性をもっており、教育課程の編成の方針、当該教育課程における学習方法、学習過程、学習成果の評価の方針を具体的に示しているか。

【観点に係る状況】

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が定められ、本学ウェブサイトにおいて公開されている。

添付資料5-1：学位授与の方針 本書2ページ

https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/dip/index_g.html

添付資料5-2：教育課程編成・実施の方針 本書2ページ

http://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/cur/index_g.html

【分析結果とその根拠理由】

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の第1項については教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の第1及び2項により、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の第2項については教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の第3～5項により、それぞれ担保されていることから、両者は整合性をもっていると判断する。

一方、現在の教育課程方針には、教育課程の編成の方針、当該教育課程における学習方法、学習過程、学習成果の評価の方針については記載がないため、改訂の必要のある状況である。

一方、学習方法、学習過程及び学習成果の評価については、他の文書には記載されている（観点5-7-②、5-7-⑤及び5-8-②）ものの、教育課程方針にはこれらの方針が記載されていないため、これらを加える準備を始めたところである。教育課程方針と学位授与方針とは整合性が取れており、以上の状況から、基準・観点を満たしていると判断する。

観点5-6-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

観点5-5-①に記載したとおり、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、本学ウェブサイトにおいて公開している。

【分析結果とその根拠理由】

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて、明確に定められている。

観点5-6-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

特化した専門領域に関する深い知識と時代に対応した幅広い素養を身につけさせるため、専門科目と日々進展する周辺分野の知識や社会的ニーズに対応した科目からなるT型カリキュラムを編成している（表5-1）。また、学生の教育研究活動が円滑に行えるよう複数指導教員制を敷いている。教育課程の編成において、教育課程編成・実施の方針の各項について考慮している点を以下に示す。

第1項： 主指導教員の他に2名の副指導教員を配置し、うち1名は学生と同専攻の教員であり、研究、課題の選択、研究活動、論文作成等に際して主指導教員とは別の視点から指導を行い、より幅広い教育の支援を行っている。もう1名は、所属外の専攻から選考され、多面的かつ異分野融合的に指導の支援を行っている。さらに、本学の研究を主に担う電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所と研究指導において密接に連携している（表5-2）。

第2項： 博士論文作成のための研究を行う「特別研究」に加えて、授与する学位の領域（工学、情報学、理学、農学及び学術）の各分野の専門知識を獲得させるための「専門科目」を提供している。授業担当者は、定められた基準以上の研究業績を有する学内の教員である。さらに、専門分野における高度な知識及び最先端の研究情報の習得のため、国内外の著名な研究者による招待講演や特別に依頼する「特別講義」を設けている。

第3項： これからの中堅研究者・技術者に求められる地球環境保全や人類福祉に関する課題にも目を配ることのできる倫理観やコミュニケーション能力を涵養させるための「基盤的共通科目」（8科目）を開講している。

第4項： 狹くなりがちな学生自身の研究分野の間口を広げるための「総論」（5科目）を開講している。この科目群では各専攻の「専門科目」のエッセンスを集め、各専攻がカバーする研究分野を理解する上で必要な基礎知識を講義している。また、今後進展が期待される周辺分野の知識を学ばせるため、他分野・他専攻の教員が担当する「新領域」（7科目）を開講している。

第5項： 一部の共通科目を除いて、講義は学生の求めに応じて英語で行われており、全ての専攻で英語のみで学位を取得することができる教育課程となっている。さらに、海外協定校教員との交流の維持と活性化のために、本学と交流協定のある大学との国際会議を定期的に開催しており、これらに参加する学生には本大学院予算より渡航費の一部を補助している。また学内においても開催する国際シンポジウムも毎年開催し、学生に研究成果の発表と議論への参加を推奨している（表5-2）。

表 5-1 T型カリキュラムの科目構成

講義の目的	種別
(1) 深い専門的知識の獲得	「専門科目」、「特別講義」、「演習」
(2) 幅広い知識の獲得	「総論」、「新領域」、「基盤的共通科目」 (全専攻共通、多くは短期集中型講義)
(3) 博士論文作成	「特別研究」

表 5-2 本大学院学生に参加を推奨する国際会議等

学内で開催する国際シンポジウム等	3部局・超領域研究推進本部との共催国際シンポジウム 本大学院が中心になり、2014年度から毎年開催 高柳シンポジウム 電子工学研究所主催（毎年開催） グリーン科学技術研究所シンポジウム グリーン科学技術研究所主催（毎年開催）
協定大学と開催する国際会議等	International Conference on Global Research and Education, Inter-Academia (IA) 中東欧協定校と共に（2002年から毎年開催） International Conference on Nano Electronics Research and Education (ICNERE) インドネシア大学との共催（2012年から偶数年開催、第4回会議（2014年、2018年は浜松で開催） International Conference on Quality in Research (QiR) インドネシア大学工学部が開催し、本学教員、学生が毎回参加（奇数年開催） International Conference on Nanoscience and Nanotechnology (ICONN) SRM 科学技術大学（インド）との共催（2013年から隔年開催）

添付資料 5-3：静岡大学大学院自然科学系教育部 学生便覧

添付資料 5-4：IA2018 プログラム

添付資料 5-5：第 19 回高柳記念国際シンポジウム プログラム

添付資料 5-6：3 部局・超領域国際シンポジウム プログラム

【分析結果とその根拠理由】

教育課程は、教育課程編成・実施の方針の各項のそれぞれが達成されるよう体系的に編成され、また一定以上の研究業績を有する教員が専門科目を担当しており、その内容及び水準が授与される学位名において適切であると判断する。さらに、研究指導における本学研究組織との連携に加え、本大学院の国際交流活動は優れた留学生の獲得につながると共に、日本人・外国人を問わず学生の互いに切磋琢磨する機会、国際感覚を醸成する機会を提供する場になっている。

観点5-6-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

観点5-6-②で述べた通り、学生の多様なニーズに応えられるように、学位取得に際して時代に即応した幅広い素養と特化した専門知識が得られるように、教育部の「共通科目」と専攻ごとの「専門科目」からなる科目体系となっている。共通科目の中には、学術論文の書き方や科学技術分野における英語コミュニケーション力を得るために講義も開講している。

学術の発展動向に対応できるように、専門科目の新設・改編（表5-3）や、講義担当教員の追加等の対応を取っている。

社会からの要請に対しては、環境人材を育成するための環境リーダープログラム（平成22～26年度JST事業、平成27年度からは学内予算により継続）を設置している。また、本学の強みと地域の特性を活かした取組として、光医工学分野において21世紀が抱える健康・医療・高齢化等の諸問題の解決に立ち向かうことのできる人材を育成することを目的に、浜松医科大学と共に共同教育課程「光医工学共同専攻（博士課程）」の設置準備をすすめ、平成29年に設置が認められた（平成30年4月開設、光医工学研究科に設置）。

表5-3 専門科目の新設・改編

新設	「STEM教育改革論」（平成29年度） 「生体計測・情報システム」（平成30年度）
改編	「イメージングデバイス」（平成30年度） 「波動エレクトロニクス」（平成30年度）

添付資料5-3：静岡大学大学院自然科学系教育部 学生便覧

添付資料5-7：静岡大学環境マイスターの称号授与に関する規則（学生便覧p.88）

添付資料5-8：光医工学共同専攻リーフレット

【分析結果とその根拠理由】

「共通科目」と「専門科目」からなる科目体系に加え、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請に応じて、授業内容の工夫、科目の新設・改編、教育プロジェクト・課程の設置を行っており、配慮適切に対応していると判断する。

観点5-7-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

専攻ごとの教育内容に応じた適切な学習指導を実現するために、講義（専門科目、共通科目、特別講義）、演習（演習）、実習（特別研究）を開設している。また、授業の全てが10名程度以下の少人数授業であり、対話・討論を多く取り入れている。また、専門科目や共通科目の多くを4名程度の教員によるオムニバス形式で行い、深い専門知識の習得や多様な専門的視点を涵養することが可能となっている。集中講義形式も積極的に取り入れ、博士課程の学生にとって重要な実験研究や論文をまとめる上で必要な知識の習得に充分な時間の確保ができるように配慮している。

【分析結果とその根拠理由】

専攻ごとに多様な形態の授業を組合せた構成と、少人数授業やオムニバス形式をはじめ教育内容に応じた適切な学習指導法、学位取得に向けた研究活動に対する配慮等、工夫されていると判断する。

観点5-7-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

授業の種類ごとの学修時間は、静岡大学大学院規則第10条に定められている。学位取得のための研究活動を行いながら、授業時間外の学習時間を確保できるよう、履修できる専門科目を各年度1科目に制限している。なお、学生に対しては、入学初年度のはじめにガイダンスを実施し、教育内容及び学位取得までの過程、及び単位の履修方法について詳細に指導している。

添付資料1-2：静岡大学大学院規則

<http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000298.htm>

添付資料5-3：静岡大学大学院自然科学系教育部 学生便覧

【分析結果とその根拠理由】

授業時間外の学習時間の確保のための履修科目的登録の上限設定、及び組織的な履修指導を行っており、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

観点5-7-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

学生への履修方法や授業内容の周知のため、授業内容の紹介（シラバス）を作成し、学務情報に関するウェブサイトで公開している。シラバスには、教育課程の編成の趣旨に沿って、科目名、担当教員名、開講学期、単位数、学習内容、授業計画、及び授業目標や成績評価方法を記載している。また、留学生への配慮として英文版も提供している。教職員並びに学生は、シラバスの載っているウェブサイトへは学内外から接続可能である。

添付資料5-9：静岡大学大学院自然科学系教育部 授業内容の紹介（シラバス）

<https://gakujo.shizuoka.ac.jp/portal/>

【分析結果とその根拠理由】

シラバスは和文・英文の両方で提供されており、その内容は授業の進行や学生の学習に貢献しうるよう具体的かつ詳細である。よって、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

観点5-7-⑤ 大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

【観点に係る状況】

静岡大学創造科学技術大学院規則 第7条2～4に、研究指導体制は、主指導教員1名と副指導教員2名とし、副指導教員のうち1名は同専攻で他の1名は他専攻の教員を配することが定められており、研究テーマに対する適切な指導を含め、きめ細かな教育研究指導を行っている。

また、学生、ポスドク、教員が出席する教育フォーラムを実施し、専門分野の枠を超えて研究発表や討論を行っている。例えば、ナノビジョン工学専攻を中心とした教員、学生、ポスドクが参加し、毎週月曜日の朝の1時間を使い Monday Morning Forum を実施している。学生及び若手研究者の発表と討論の場として、平成16年度の21世紀COEプログラム採択をきっかけに平成17年に開始した取組であり、現在まで継続して開催され（H24年度：52回、H25年度：53回、H26年度：52回、H27年度：52回、H28年度：51回、H29年度：50回、H30年度：49回）、研究交流やFD（複数教員による複眼的指導）の場としても定着している。さらに、教育の一環として幅広い技術の習得や訓練が行われるようにRA制度を活用している。

上記のような教育部における指導に加え、本学電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所と連携して、最先端機器の操作指導、研究所主催の国際シンポジウムで研究発表の場での研究指導等を受けられる体制を取っている。

添付資料 1-3 : 静岡大学創造科学技術大学院規則

<http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000321.htm>

【分析結果とその根拠理由】

複数教員による指導体制や異分野融合の教育と研究が実践される研究フォーラム又はセミナーの実施、及びRA制度の活用、また学内他部局との連携等により、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

観点 5-8-① 学位授与方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、観点 5-5-①に記載の通り定められている。また、本学ウェブサイトにおいて公開している。前文には人材育成の目的、第1項及び第2項には、教育部で育成する先端技術者及び研究者に求められる研究能力と専門知識、及び修得すべき素養がそれぞれ記載されている。

【分析結果とその根拠理由】

学位授与方針は、育成する人材像と整合した形で明確に定められていると判断する。

観点 5-8-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価方法は静岡大学単位認定等に関する規定第4条に、最低合格点を60点とする5段階評価(秀、優、良、可、不可)と定められており、学生便覧に掲載している。科目ごとの成績評価基準や単位認定については、各授業担当者が成績評価の方法を授業内容の紹介(シラバス)上で明示して実施している。これらの情報はウェブサイトでも閲覧可能であるが、入学初年度のはじめに行われるガイダンスにより学生に周知され、指導教員等から学生に対して詳細に指導されている。

添付資料 5-10 : 静岡大学単位認定等に関する規程

<http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000142.htm>

添付資料 5-3 : 静岡大学大学院自然科学系教育部 学生便覧

添付資料 5-9 : 静岡大学大学院自然科学系教育部 授業内容の紹介 (シラバス)

<https://gakujo.shizuoka.ac.jp/portal/>

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準は規則として定められ、学生便覧、ガイダンス及び指導教員による指導を通して学生に周知され、これに従った成績評価、単位認定がなされていると判断する。

観点5-8-③ 成績評価等の客觀性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

成績評価基準は授業内容の紹介（シラバス）に明記され公表されているが、学生が評価に疑義があるときには、授業担当教員に申し出ることができる。教員の説明で解決が得られなかつた場合は事務部（浜松キャンパスでは博士課程係、静岡キャンパスでは理学部総務係）に申し出ることができ、教務委員会が申出内容の調査とその対応を決定する。これらに加え、大学内に設置されている学生相談室を通じての問い合わせ、及びハラスメント防止対策委員会への申立をすることも可能である。

添付資料5-11：静岡大学学生支援センター規則

<http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000254.htm>

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準の公表と問い合わせ窓口の設置により、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

観点5-8-④ 学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

学位に関する全般的な事項及び修了認定については、「静岡大学学位規定及び静岡大学創造科学技術大学院規則」に定められている。審査手順、必要書類とその様式、審査体制等の博士の学位授与に関する事項は、静岡大学大学院自然科学系教育部における学位の授与に関する実施要項に定められている。学位授与に係る研究能力の評価基準は、大学院自然科学系教育部学位論文提出等に関するガイドラインとして、専攻ごとに定められている。学位論文の体裁については、学位論文の形式に定められている。

学生に対しては、入学時に配布する学生便覧に静岡大学学位規定と静岡大学創造科学技術大学院規則を掲載し、周知している。また、各学期初頭に、ガイドライン、学位審査実施要項、学位審査スケジュール表及び申請様式一式を、全学生と教員に配布することで周知を徹底している。

学位審査は、事前審査と本審査の2段階の審査からなる。事前審査では、主指導教員、副指導教員、及び必要に応じて他の教員が学位論文草稿を審査し、本審査申請の可否の判断を行うと共に必要な

アドバイスを与えている。本審査の審査委員会委員は、教育分科会（静岡、浜松キャンパスごとに設置され、教育部教授会から委任された学位審査を所掌する組織で、構成委員はそれぞれにキャンパスに勤務する教授会構成員）において学位論文の内容にふさわしい教員が決定され、学位授与方針に基づいてその後の学位論文審査と最終試験を行っている。最終的な学位授与の決定は、審査委員会の結論を基に教育分科会にて行われている。

添付資料5-12：静岡大学大学院自然科学系教育部における学位の授与に関する実施要項

添付資料5-13：大学院自然科学系教育部学位論文提出等に関するガイドライン

添付資料5-14：学位論文の形式

【分析結果とその根拠理由】

学位に関する全般的な事項及び修了認定についての規則に加え、学位論文提出等に関するガイドライン及び学位の授与に関する実施要項が具体的に制定されていて、これらは学生に周知されている。学位審査はこれらに基づいて実施されていることから、適切な審査体制の下で修了認定が適切に実施されていると判断する。

観点5-9-① 学位授与方針を参照しつつガイダンスが実施され、学生のニーズに則した履修指導や学習相談の体制が整備されているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生を受け入れている場合の適切な学習支援が実施されているか。

【観点に係る状況】

全体的な課程の説明と履修方法については入学時のガイダンスにより行われ、さらに指導教員による学生のニーズも考慮された個別の履修指導及び日常的な学習相談が行われている。

特別な支援を行うことが必要と考えられる学生の受入については、入学手続き時にその要望の有無を確認し、要望がある場合は監督責任者（大学院長）と監督者（監督責任者から指名された教員）が、静岡大学学生支援センターと協力して障害者差別解消の推進に必要な措置を講ずる体制となっている。

【分析結果とその根拠理由】

少ない学生定員の専攻から構成される博士課程であることから、履修指導や学習相談の体制は十分機能していると判断する。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生の受入体制も整っていると判断する。

観点5-10-① 教育課程方針に基づいて、成績評価基準を学生に周知しており、その基準に従って成績評価、単位認定を実施しているか。また、厳格かつ客観的な成績評価を実施するため、成績評価の適切性の確認や異議申立の仕組みを組織的に設けているか。

【観点に係る状況】

科目ごとの成績評価基準については、各授業担当者が成績評価の方法を授業内容の紹介（シラバス）上で明示されており、これに基づいて成績評価と単位認定を実施している。成績評価の方法の情報はウェブサイトでも閲覧可能であるが、入学初年度のはじめに行われるガイダンスにより学生に説明されている。

研究指導を含む成績評価の異議に対する申立については、事務部を窓口としているが、学生の事情により始めに事務部以外の者が相談を受けた場合は、その旨を大学院長に伝えことにしており。大学院長は、申立内容に応じて教務委員会または大学院長が指名する教職員からなる調査委員会を設置して対応している。なお、この異議申立の仕組みについては明文化されていない。

成績評価の適切性に関しては、現在は確認を行っていない。平成31年度に大学院の内部質保証システムの構築を計画しているが、適切性の確認方法を検討しこれに取り込む予定である。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準は規則として定められ、学生便覧、ガイダンス及び指導教員による指導を通して学生に周知され、これに従った成績評価、単位認定がなされていると判断する。

一方、成績評価の適切性の確認及び異議申立の仕組みを構築する必要のある状況である。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

「専門科目」や「共通科目」等多彩な科目を配置した、学位授与の方針の達成にかなった体系的な教育課程を編成しつつ、教育と研究に対する学生のニーズに応えるようその内容や水準が適切なものに保たれている。

研究指導においては、指導教員として主指導教員1名と他分野の1名を含む2名の副指導教員を配置すると共に、本学の2つの研究所（電子工学研究所、グリーン科学技術研究所）との連携や、教育フォーラム、DDPプログラム、主催国際シンポジウム等を通じて、本大学院教員だけでなく、多くの学内他部局教員、学外、海外研究者が広く関わる複数指導体制を構築している。

以上のような多様性ある教育課程と指導体制は、学位授与の方針に定めた人材育成に適したものとなっている。

【改善を要する点】

次の2点について、改善を要する状況である。

- ・成績評価の適切性の確認および異議申立の仕組みの構築
- ・教育課程方針への、教育課程の編成の方針、当該教育課程における学習方法、学習過程及び学習成果の評価の方針の記載

基準6 学習成果

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

学位論文の水準を保つため、審査にあたっては、専攻・分野ごとに学術論文数等のガイドラインを定めており、これを満たすことが学位取得のための必須条件としている。

修了年限の状況について、表6-1に示す通り、平成27～29年度「標準修業年限修了率」および「標準修業年限×1.5年内修了率」の平均は、約57%および約72%である。前回の自己評価時と比較すると、標準修業年限修了率に若干の低下が見られるもののおおむね同水準である。

表6-1 標準修業年限修了率及び標準修業年限×1.5年内修了率 (%)

年度	標準修業年限修了率	標準修業年限×1.5年内修了率
平成27年度	60.3	66.2
平成28年度	53.1	74.2
平成29年度	58.3	75.4

(博士課程においては、便宜上、単位取得満期退学後に学位を取得した者を含める)

学生の多くが、学会発表等で受賞しており、学習の成果がうかがえる。表6-2は、年度ごとの受賞数及び受賞率を示す。ここで、受賞率 = (当該年度受賞数) ÷ (当該年度在学者数) である。平均受賞率は0.4程度である。前回の自己評価時では受賞率は0.65であったが、それと比較すると、低下している。これは、近年多くの学会発表においては、プレゼンテーションに関する賞へのエントリー数が増加し競争率が上昇していることが挙げられる。

表6-2 大学院生の受賞状況

年度	受賞数	受賞率
平成24年度	15	0.295
平成25年度	21	0.345
平成26年度	28	0.474
平成27年度	21	0.369
平成28年度	30	0.698
平成29年度	23	0.306
	138 (6年分の受賞数)	0.399 (6年間の平均受賞率)

添付資料5-13：大学院自然科学系教育部学位論文提出等に関するガイドライン

添付資料6-1：学生の受賞一覧

【分析結果とその根拠理由】

学位論文の審査において、専攻・分野ごとに学術論文数等の学位授与のためのガイドラインが定められており、学位論文の水準は適切に保たれていると判断する。

また、標準修業年限修了率は約 57%、標準修業年限×1.5 年内修了率は約 72%であり、多くの学生は在学中に着実に研究を進めていると判断できる。また、受賞数は毎年 20~30 程度と安定しており、受賞率も平均で約 0.4 と約半数の学生が在学中に学協会からの賞を受けている。

以上より、学習成果は十分にあがっていると判断できる。

観点 6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からのアンケートの結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

平成 30 年度にアンケート調査「学びの実態調査」が行われた。ここでは、学習の達成度や満足度に関する項目についてみると、「〔6〕入学した時点と比べて、あなたの能力や知識はどのように変化しましたか。」、「〔11〕あなたの学生生活は充実していますか。」、「〔12〕あなたは、本学の教育内容・環境にどのくらい満足していますか。」並びに「〔13〕あなたは、本学の設備や学生支援体制にどの程度満足していますか。」の項目について回答があり、いずれも 7~8 割がプラス側の回答であった。

添付資料 6-2：「学びの実態調査」アンケート集計結果

【分析結果とその理由】

学生の授業アンケートにおいて、授業の満足度や、授業で得られた知識、考え方、技術等の設問への回答結果から、在学中の研究・教育活動において学習成果が上がっていると判断できる。

観点 6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

下表 6-3 に示す通り、修了生の「就職決定率」（就職決定者数÷就職希望者数）は、毎年高い数値を示している。ただし、平成 29 年度の就職決定率は 65.6% と低い。その原因としては留学生修了生の就職決定率が低く、特に女子修了生においては、就職決定率は 50% であり、就職希望者 6 人のうち留学生が 5 人であったことが大きく影響したと考えられる。なお、平成 30 年度の就職内定率は 97.1%（就職希望

者35人、就職内定者34人)と持ち直している。

表6-3 大学院生の就職状況

年度	就職決定率 (%)		
	男子	女子	合計
平成24年度	93.3	100	94.7
平成25年度	78.3	75.0	77.8
平成26年度	78.6	100	83.3
平成27年度	100	100	100
平成28年度	80.0	87.5	82.1
平成29年度	69.2	50.0	65.6

添付資料6-3：2013 国立大学法人静岡大学概要 pp. 23, 24

添付資料6-4：2014 国立大学法人静岡大学概要 pp. 23, 24

添付資料6-5：2015 国立大学法人静岡大学概要 pp. 23, 24

添付資料6-6：2016 国立大学法人静岡大学概要 pp. 23, 24

添付資料6-7：2017 国立大学法人静岡大学概要 pp. 23, 24

添付資料6-8：2018 国立大学法人静岡大学概要 pp. 23, 24

【分析結果とその根拠理由】

就職決定率から判断して、学生の学習成果は十分に上がっていると判断できる。

観点6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からのアンケートの結果から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

修了生に対するアンケートが、平成25及び27年度修了生に対して行われた。回収率は22.5%、回答者は9人であった。

学生生活の総合的な満足度に対する質問に対しては、約9割が満足と回答した。

14項目の教育に対する満足度に関する質問に対しては、「1. 専門分野に関する知識・技術」、「2. 幅広い教養と基礎学力」、「5. 問題発見/分析/解決能力」、「6. 文章読解・表現能力」、「7. プレゼンテーション能力」、「10. 國際的視野」、「13. 高度な専門的知識と研究能力」、「14. 専門的職業人に必要な高い能力」に対し、満足度が高いという回答が多くかった。一方、「3. 市民としての見識」、「4. 外国語の能力」、「8. コミュニケーション能力」、「9. ICT活用能力」、「11. リーダーシップ」、「12. チームワーク」の満足度はそれほど高くなかった。在学中、これらを学ぶ機会があまり

なかつたと回答する者が多く見られた。

また、修了生の就職先企業に対してアンケートを実施し、上記の14項目について、どれだけ身についていると思われるかについて尋ねている。回答企業は7社であった。修了生に対する総合的な満足度は約9割であり、非常に高かった。就職先企業でも、本学の教育・研究により、高度な専門知識や技術を身につけ、問題発見・分析・解決する能力について高い評価が得られた。一方、あまり身についていたとは言えないと考えられているのは、「4. 外国語の能力」、「7. プレゼンテーション能力」、「10. 国際的視野」、「11. リーダーシップ」であった。

添付資料6-9：大学院修了生アンケート結果（「大学生活・学習」に関するアンケート）

添付資料6-10：大学院修了生就職先企業等アンケート結果

【分析結果とその根拠理由】

修了生及び就職先企業に対するアンケートの結果から判断して、高度な専門分野の知識や技術、問題を発見し、分析・解決する力といった、博士課程修了生に必要な能力の多くについて満足している、あるいは身についているという結果から、在学中の学習成果は十分にあがっているものと判断できる。一方、評価の高くなかった項目については、今後回答結果を詳細に分析し、改善をはかる。

観点6-2-③ 教育の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られているか。

【観点に係る状況】

教育部の教育の目的は、学生便覧5ページに記されている。そのうえで、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が本書2ページに記載の通り定められている。

観点6-2-②において述べたとおり、修了生及び修了生の就職先企業に、在学中に身につけた能力についてアンケートを実施している。教育の目的および学位授与方針に関連する項目のうち、在学中の総合的な満足度に対する質問に対しては、約9割が満足と回答した。14項目の能力に対する満足度に関する質問に対して、「1. 専門分野に関する知識・技術」、「2. 幅広い教養と基礎学力」、「5. 問題発見/分析/解決能力」、「6. 文章読解・表現能力」、「7. プレゼンテーション能力」、「10. 国際的視野」、「13. 高度な専門的知識と研究能力」、「14. 専門的職業人に必要な高い能力」に対し、満足度が高いという回答が多く、ディプロマ・ポリシーの（2）を満足している。一方、「3. 市民としての見識」、「4. 外国語の能力」、「8. コミュニケーション能力」、「9. ICT活用能力」、「11. リーダーシップ」、「12. チームワーク」の満足度はそれほど高くなかった。在学中、これらを学ぶ機会があまりなかったと回答する者が多く見られた。

また、就職先企業の、修了生に対する総合的な満足度は約9割であり、非常に高かった。就職先企業

でも、本学の教育・研究により、高度な専門知識や技術を身につけ、問題発見・分析・解決する能力について高い評価が得られた。一方、あまり身についていたとは言えないと考えられているのは、「4. 外国語の能力」、「7. プレゼンテーション能力」、「10. 国際的視野」、「11. リーダーシップ」であった。

添付資料5-3：静岡大学大学院自然科学系教育部 学生便覧

添付資料5-1：ディプロマ・ポリシー（大学院） 本書2ページ

http://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/dip/index_g.html

【分析結果とその根拠理由】

学位の授与は、ディプロマ・ポリシー（1）に基づき厳格に運用されている。ディプロマ・ポリシー（2）については、修了生並びに修了生の就職先企業に対するアンケートの結果から判断して、高度な専門分野の知識や技術、問題を発見し、分析・解決する能力について満足している、あるいは身についているという結果から、学位授与方針に明示する学習成果は十分にあがっているものと判断できる。ただし、博士課程の特性上、多人数間でのコミュニケーション能力を涵養するような機会が設けにくく、それがアンケート結果として反映されている。ただし、通常は、指導教員と学生の間で研究を通してのコミュニケーションは十分に図られているため、絶対的なコミュニケーション機会やその能力が少ないということではないと考えられる。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学位論文提出等に関するガイドラインが定められ、学位論文の一定の水準が保たれていて、なおかつ標準年限修了率が高く、学生の受賞率も高い。また、授業において新しい知識や考え方や技術が身に付き、満足を得た学生が多い。さらに、就職率も高い。修了生の就職先企業でも、学習の効果は十分に上がっているものと判断されている。

【改善を要する点】

修了生アンケートや就職先アンケートにおいて、コミュニケーションに関する項目に関して、身につかなかった能力、あるいはもっと身につけたかった能力があったとの意見が存在した。今後、例えば本大学院や交流の深い協定校の主催する国際会議等に、学生をより積極的に参加・発表させ、国内外の博士課程学生との交流・議論を通じて、外国語能力、コミュニケーション能力、国際的視野やリーダーシップを養成するように図りたい。

基準 7 施設・設備及び学生支援

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

学生の主体的な学習や研究を支援するため、本大学院独自の研究室（静岡キャンパス：総合研究棟 4 階、浜松キャンパス：創造科学技術大学院棟）の建物の整備を行い、テレビ会議システムにより学生中心のセミナー、講義、学位審査等の開催を可能にしている。

本大学院で教育研究活動を行う上で重要となる主な施設・設備として、観点 2-2-①で述べたように、下記が挙げられ、活用されている。それに専門の職員が配置されており、教育研究活動をサポートしている。

- ・研究支援

グリーン科学技術研究所研究支援室 (http://www.green.shizuoka.ac.jp/support_intro.html)

共同利用機器センター (<http://kyodoriyo05.eng.shizuoka.ac.jp/HP/>)

次世代ものづくり人材育成センター (<http://www.eng.shizuoka.ac.jp/other/organization/>)

附属図書館 (<https://www.lib.shizuoka.ac.jp/>)

- ・国際交流支援

国際連携推進機構 (<http://www.icsu.shizuoka.ac.jp/>)

本学の施設・設備における耐震化やバリアフリー化について、「静岡大学キャンパスマスタートプラン 2016-2021」に従い計画・実施が進められている。現在、全てが耐震性のある建物となっている。本大学院に関連した棟には、玄関スロープ、自動ドア、エレベーター（身障者対応）が設置されている。

キャンパス内には AED（自動体外式除細動器）が、静岡キャンパスには 10 箇所、浜松キャンパスには 5 箇所に配置されている。また、両キャンパスには保健センター (<https://wwp.shizuoka.ac.jp/hoken/>)、静岡支援室、浜松支援室がある。

本学の組織に安全衛生センターがあり (<https://wwp.shizuoka.ac.jp/anzen/>)、定期的に施設・設備の学内巡視を行い、安全に差し障る事象についての改善指導を行っている。

以上の防災、防犯、安全衛生上の危機管理について、大学でガイドラインを作成し、ウェブサイト上に掲載している (<https://www.shizuoka.ac.jp/outline/>、<https://www.shizuoka.ac.jp/outline/bousai/index.html>)。

添付資料 7-1：グリーン科学技術研究所研究支援室 設備一覧

http://www.green.shizuoka.ac.jp/identi_kiki_list.html

添付資料 7-2：浜松キャンパス共同利用機器センター設備一覧

<http://kyodoriyo05.eng.shizuoka.ac.jp/HP/instrument.html>

添付資料 7-3：次世代ものづくり人材育成センターパンフレット

<http://www.eng.shizuoka.ac.jp/other/organization/>

添付資料 7-4：付属図書館

<https://www.lib.shizuoka.ac.jp/>

添付資料 7-5：国際連携推進機構

<http://www.icsu.shizuoka.ac.jp/>

添付資料 7-6：静岡大学キャンパスマスターplan 2016-2021

添付資料 7-7：静岡大学危機管理ガイドライン

<https://www.shizuoka.ac.jp/outline/risk/pdf/riskguide.pdf>

添付資料 7-8：事象別危機管理マニュアル

<https://www.shizuoka.ac.jp/outline/risk/pdf/riskfirst.pdf>

添付資料 7-9：地震災害対策 <https://www.shizuoka.ac.jp/outline/bousai/index.html>

【分析結果とその根拠理由】

学生が自由に利用可能な研究室が整備されており、一般学生、外国人留学生、社会人学生に対し、それぞれに対応した学習支援が適切に行われている。また、教育研究活動の支援として、静岡、浜松両キャンパスに必要な施設・設備が整備され、設備利用のための技術職員も配置されている。設備・施設の耐震化は既に完了し、バリアフリー化についても計画に従い進められている。自然災害、事件、事故等については、危機管理のガイドラインと個別マニュアルが完備されている。

以上のような状況から、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ十分に配慮がなされていると判断する。

観点 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

(観点に係る状況)

教育研究活動を積極的に展開するため、創造科学技術大学院独自の研究室（静岡キャンパス：総合研究棟 4 階、浜松キャンパス：創造科学技術大学院棟）の建物の整備を行い、テレビ会議システムにより両キャンパス間での会議やセミナー等の同時開催を可能にしている。

また教職員・学生が利用するセミナー室、会議室等のほとんどで、無線インターネットの接続が可能であり、セミナーや会議の効率化を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

観点 7-1-③ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

学生の主体的な学習や研究を支援するため、創造科学技術大学院独自の研究室（静岡キャンパスでは総合研究棟 4 階、浜松キャンパスでは創造科学技術大学院棟）を整備し、有効活用している。これらの研究室間では、テレビ会議システムが整備され、学生中心のセミナー等の開催を可能にしている。また、予約により研究室単位で授業時間外でも教室が利用できるようにしている。

【分析結果とその根拠理由】

両キャンパスに会議システムを備えた独自の研究室を整備するなど、自主的学習環境が十分に整備され利用されていると判断する。

観点 7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

学生への履修方法や授業内容の周知のため、授業内容の紹介（シラバス）と学生便覧を作成している。シラバスには、科目名、担当教員名、開講学期、単位数、学習内容及び授業計画、授業目標や成績評価方法を記載している。シラバスは、静岡大学学務情報システムで公開しており、学内外から閲覧できる。また、入学時及び各年次の始めにガイダンスを行い、履修指導や単位修得等について説明している。

添付資料 5-9：静岡大学大学院自然科学系教育部 授業内容の紹介（シラバス）

<https://gakujo.shizuoka.ac.jp/portal/>

【分析結果とその根拠理由】

シラバスの内容の公開やガイダンスが適切に実施されていると判断する。

観点 7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

研究指導体制については、主指導教員 1 名と副指導教員 2 名（そのうち 1 名は他専攻の教員）を配し、きめ細かな研究教育指導の実施やハラスマント等が起こらないような配慮をしている。オフィスアワーの設定については、この制度は主に学部生、修士学生を対象としたものであり、博士

課程の学生に関しては研究の遂行上、指導教員とのより緊密なコミュニケーションが必要不可欠であるため、教員と学生とが隨時面談や電子メール等を利用し、積極的な相談、助言及び支援を行っている。

いわゆる T 字型教育（基準 4 参照）の一環として行われている短期集中講義では、講義アンケートを取り、各講義担当教員へフィードバックし、今後の講義に活かすように対応している。

留学生への日本語教育については、静岡大学国際連携推進機構の日本語教育プログラムが、入門、初級前半及び後半、中級前半及び後半、上級科目のレベルに対応して開講されている。さらに、日本語を初めて勉強する学生のための日本語集中プログラム（日本語研修コース）も必要に応じて開講している（<http://www.icsu.shizuoka.ac.jp/japan/0801.htm>）。

また、留学生向けに、通常開講講義と短期集中講義を英語で行い、日常的かつ個別的な問題については、教職員が可能な限り英語で対応をし、学生の利便性を図っている。

社会人学生に対しては、最長 6 年間の長期にわたる教育課程の履修を申請できる長期履修学生制度を設けている。これは、職業を有している等の理由により、標準修業年限 3 年間で大学院課程を修了できないと考える学生に対し、本人からの申請に基づいて 6 年間以内の計画的な履修を認める制度であり、長期在学期間中は授業料年額において特別措置を受けることができる。

添付資料 7-10：静岡大学国際連携推進機構 日本語授業案内（平成 30 年前期）

添付資料 7-11：長期にわたる教育課程の履修に関する規程及び申請書

<http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000149.htm>

【分析結果とその根拠理由】

複数指導体制の実施、教育フォーラム、セミナー等の学生と教員の研究と研究指導能力の向上を図っているので、学習相談、助言等が適切に行われていると判断する。

改善点としては、日常的に行われている博士課程教育の中でアンケート等を取り、今後の大学院教育へフィードバックする必要がある。

また、留学生に対しては日本語教育を実施し、講義に関しては可能な限り英語で対応している。社会人に対しては長期履修学生制度を設け学生の利便性を図っている。

以上より、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学習支援も適切に行われていると判断する。

観点 7-2-③ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本大学院は直接的に関与していない。工学部学生係が部活動や自治会活動等の支援を行うとともに事務局より活動費等の金銭的な補助を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

博士課程の学生に対する特別の支援はないが、学部及び修士学生と同等の支援が行われている。

観点 7-2-④ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

全学に、学生支援センター（<https://www.shizuoka.ac.jp/gakuseishien/>）が設置されている。キャリアサポート部門、学生相談部門、学生生活支援部門及び障害学生支援部門があり、学生からの相談に対応している。保健センター（<http://www.shizuoka.ac.jp/shisetsu/hokekan/index.html>）、学生相談室（<http://www.scas.support.shizuoka.ac.jp>）、就職支援室（<http://www.career.ipc.shizuoka.ac.jp>）や障害学生支援室（<http://www.ossn.support.shizuoka.ac.jp>）等と連携して、学生に対する支援機能を果たしている。学生相談室では、学生が利用しやすいように5つの利用方法を設けて相談を受け付けている。

ハラスメント対策（<http://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/soudan/harassment.html>）に関しては、全学を挙げて取り組んでいる。まず、全学にハラスメントの防止等に関する規定が策定されている。その下で、ハラスメント防止対策委員会が設置され、ハラスメントの防止のための活動を行っている。また、ハラスメントに関する学内相談窓口並びにハラスメント相談箱を静岡及び浜松キャンパスに設けている。ハラスメントの申立書を準備している。さらに、リーフレットを配布し、ハラスメントを「しない、させない、見過ごさない」ことを啓発している。

障害のある学生のための情報の掲示や施設整備については、建物は玄関の自動扉、スロープ、エレベーター（身障者用）及び駐車場（1台）の設置等バリアー・フリー化が大学として促進されている。さらに、介助が適切に実施させるように職員やボランティアによる支援体制を整備している。また、障害学生支援部門が障害学生支援室を運営している（<http://www.ossn.support.shizuoka.ac.jp>）。

学生の進路志望を把握するため、学位申請者（修了見込者）を対象として、学位審査の申請が確定する6月下旬及び12月下旬に、学位申請者に対して進路報告書を配布してその提出を求めている。また、留学生の比率が高いので、英語と日本語による就職に関するウェブサービスや講演会を開催して就職支援を行うとともに、キャリア創造講演会とウェブサイトの連携を強化充実させ、浜松工業会や内外の企業・研究機関・静岡・浜松・東海地域との結びつきを強めている。

さらに、平成24～28年度には、博士キャリア開発支援センターを設置し、共同実施機関である名古屋大学と連携して「博士人財キャリア創造プログラム」を実施した。このプログラムは博士後期課程学生、ポストドクターを社会に輩出するシステム構築を目的としており、きめの細かい面談、インターンシップ実施、評価、博士学位を有する人材に対する産業界の見方を同窓会の協力を得ながら紹介するなどの活動を行った。現在、この取組の成果を引き継ぎ、学生支援センター・キャリアサポート部門

(<https://wwp.shizuoka.ac.jp/gakuseishien/kyariasapo-to/>) が、留学生を含む博士課程学生への支援を行っている。

また、留学生の居住施設として国際交流会館（学生寮）が静岡地区と浜松地区にそれぞれ設置されている (<http://www.shizuoka.ac.jp/campuslife/dormitory/index.html>)。

学生のニーズ把握のために、「大学生活」に関するアンケート調査を平成 27 年度に実施した (<http://www.shizuoka.ac.jp/campuslife/survey/index.html>)。この調査結果を基に、学生のニーズへのフィードバックを行っている。

添付資料 7-12：静岡大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

<http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000106.htm>

添付資料 7-13：「No ハラスメント！」リーフレット

http://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/soudan/pdf/hrssm_pmph.pdf

添付資料 7-14：ハラスメント申立書

http://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/soudan/pdf/hrssm_yo.pdf

添付資料 7-15：静岡大学学生支援センター障害学生支援部門「修学サポート室」ウェブサイト

<http://153.126.171.181/>

添付資料 7-16：学生支援センターキャリアサポート部門

<https://wwp.shizuoka.ac.jp/gakuseishien/kyariasapo-to/>

添付資料 7-17：学生寮の紹介ウェブサイト

<http://www.shizuoka.ac.jp/campuslife/dormitory/index.html>

添付資料 7-18：第 2 回学生生活実態調査報告書

https://www.shizuoka.ac.jp/campuslife/pdf/survey/H2015_No2.pdf

【分析結果とその根拠理由】

博士課程の学生の就職支援については、専門性が高く個別的であるので、個人的に就職活動をすることが基本になっている。しかし、適切な時期に進路希望の調査を行い、適宜就職情報を提供するなどの支援体制をとっている。学生のニーズについてはアンケートにより適切に把握しており、また、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援については概ね適切に行っていると判断する。

観点 7-2-⑤ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

博士課程の学生を RA として雇用し、その給与として生活奨学金（概ね授業料額に相当）の支援を行っている。また、授業料免除制度により、毎年申請者に対して審査により全額あるいは半額分の免除を行っている（表 7-1 参照）。奨学金制度等に関しては、学生に対して電子メールで周知を行っている。

平成 24 年度から成績優秀者に対する入学料免除（定員の 1 割程度；5 名）及び授業料免除の特例（全体で前後期 30 人まで）を制定している。また RA 雇用の学生（国費留学生、外国政府派遣留学生、社会人学生、日本学術振興会特別研究員及び休学者は除く）に対して、教育支援経費として間接経費及び運営費から授業料相当分を配分している。

さらに留学生については、国際交流基金により経済的支援を行っている。また、平成 22～26 年度に実施された、文部科学省「戦略的環境リーダー育成拠点形成事業」による「生態系保全と人間の共生・共存社会の高度化設計に関する環境リーダー育成」事業では、留学生への支援システムとして RA 経費の充実・国際交流基金の支援・相談窓口・情報の充実による生活および勉学への安心保障の体制の確立を実現した。

表 7－1. 授業料免除の実績

年度	前・後期	申請者	全額免除	半額免除	不許可
H24	前期	45(25)	8(3)	31(20)	6(2)
	後期	42(28)	10(4)	29(22)	3(2)
H25	前期	52(25)	18(6)	29(18)	5(1)
	後期	46(22)	15(3)	29(19)	2(0)
H26	前期	61(29)	18(12)	37(17)	6(0)
	後期	64(41)	22(17)	39(23)	3(1)
H27	前期	52(23)	15(7)	32(16)	5(0)
	後期	52(26)	13(7)	37(19)	2(0)
H28	前期	54(23)	16(5)	32(18)	6(0)
	後期	47(26)	14(4)	32(22)	1(0)
H29	前期	66(15)	48(15)	9(0)	9(0)
	後期	78(39)	60(38)	8(1)	4(0)
H30	前期	70(37)	60(37)	5(0)	5(0)
	後期	63(33)	49(27)	12(6)	2(0)

() 内は留学生数（内数）

添付資料 4-2 : 環境リーダープログラム関連資料

【分析結果とその根拠理由】

授業料や入学料の免除あるいは留学生の生活支援等、学生の経済面の援助を適切に行っていると判断する。申請者の約 80%から 100%の割合で授業料全額免除あるいは半額免除を行っている。また、RA として雇用し給与を支給するなどにより学生の経済面の援助を適切に行っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されている。また、学生への履修指導が適切に行われている。さらに、学習、課外活動、生活や就職や経済面での援助等に関する相談・助言や支援も適切に行われている。

【改善を要する点】

今後も経済面で援助を受けるべき学生のすべてが、授業料免除や十分な RA 給与を受けられるように、資金を獲得する努力を続ける必要がある。また、学生から適切な時期と方法により情報収集し、経済面の援助に関するニーズをさらに詳細に把握する必要がある。

基準8 内部質保証システム

(1) 観点ごとの分析

観点8-1-① 大学の内部質保証に係る基本的考え方に関する体制が明確に規定されていること。

【観点に係る状況】

本学では、平成30年度に内部質保証に関する包括的な体制が整えられた。この静岡大学全学内部質保証規則において、「内部質保証」とは、「本学がその使命や目的を実現するため、自らが行う教育・研究、組織・運営及び施設・設備の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことについて、自らの責任において保証し、それらの取組及び結果を社会に示していくこと」と定義されている。今後、この方針に基づき、本大学院の内部質保証体制が規定されることになる。

これまで、本学においては、教育研究の状況に関する情報を収集・蓄積し、大学活性化に利用する目的で、教員データベースシステムの運用がなされている。このデータベースにて、本大学院担当教員全員の教育と研究の状況を観ることができる。また、本大学院では、毎年「教育研究活動報告書」を刊行しており、教育・研究に関する自己点検・評価を行っている。

大学院生の教育においては、各年度の学生便覧に基づき、必要な専門科目、共通科目、特別講義、演習、特別研究が行われている。

添付資料8-1：静岡大学全学内部質保証規則

<http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000609.htm>

添付資料8-2：平成24年度教育研究活動報告書

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/others/pdf/AnnualReport2012.pdf>

添付資料8-3：平成25年度教育研究活動報告書

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/others/pdf/AnnualReport2013.pdf>

添付資料8-4：平成26年度教育研究活動報告書

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/others/pdf/AnnualReport2014.pdf>

添付資料8-5：平成27年度教育研究活動報告書

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/others/pdf/AnnualReport2015.pdf>

添付資料8-6：平成28年度教育研究活動報告書

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/others/pdf/AnnualReport2016.pdf>

添付資料8-7：平成29年度教育研究活動報告書

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/others/pdf/AnnualReport2017.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

平成30年度から、静岡大学において包括的な内部質保証体制が明確に規定された。今後は、各部局

が、その方針に則して内部質保証に関する活動を実施することになる。

それまでには、本学では、毎年度、教育研究活動報告書をまとめ、教育の実績を示すデータや資料を適切に収集し、確認している。教員データベースに基づき所属教員の活動度を評価する形となっているので、エビデンスを基に問題点を見出せるシステムとなっている。以上の事実から、継続的に教育の質が維持され、改善や向上図るための資料が毎年度作られており、それらの評価する委員会が正常に機能している。

以上より、従来の質の保証に関する取組においても、教育部長を中心に、本大学院の総務委員会で確認するシステムが機能している。

観点 8-1-② 大学の内部質保証に係る基本的考え方に則して、内部質保証のための手順が明確に規定されていること。

【観点に係る状況】

平成 30 年度に定められた内部質保証規則 第 14 及び 15 条に、内部質保証のための手順が下記の通り規定されている。

第 14 条 部局に、部局の内部質保証委員会（以下「部局委員会」という。）を置く。

- 2 部局委員会を置く部局は、委員会が別に定める。
- 3 部局委員会に、責任者を置く。
- 4 部局委員会の名称、構成員、任期等については、委員会が別に定める基準を基本として、当該部局が別に定める。
- 5 部局委員会は、当該部局の教育プログラムの質保証を統括するとともに、次条に定めるプログラム責任者からの報告等に基づき、向上及び改善に係る措置を講ずるものとする。

第 15 条 教育プログラムごとに、原則として、当該プログラムの質保証の責任を負う者を置く。

- 2 プログラム責任者は、当該教育プログラムの質保証を統括するとともに、向上及び改善に係る措置を講ずるものとする。
- 3 プログラム責任者は、当該プログラムの質保証の状況について、部局委員会へ定期的に報告することとする。

これまでの活動として、本大学院では、平成 24 年度に自己評価を実施し、自己評価書として取りまとめた。また、その自己評価に対して外部評価委員会を設け、静岡大学以外の外部有識者 5 名を委員として、平成 24 年度に外部評価委員会を実施した。その結果は、静岡大学の全学評価会議に提出され、この会議より、「改善計画・結果報告書」がまとめられた。これを受け、毎年度組織評価の改善状況を報告し、改善に努めている。

添付資料 8-1 : 静岡大学全学内部質保証規則

<http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000609.htm>

添付資料8-8：平成24年度創造科学技術大学院自己評価書

https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/hyoka/pdf/self/h24_sat.pdf

添付資料8-9：平成24年度創造科学技術大学院外部評価報告書

https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/hyoka/pdf/gaibu/h24_sat.pdf

添付資料8-10：組織評価の改善状況報告書（平成25～29年度）

https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/hyoka/kaizen/08_h25_gsst.pdf

https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/hyoka/kaizen/08_h26_gsst.pdf

https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/hyoka/kaizen/2016/08_h27_gsst.pdf

https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/hyoka/kaizen/2017/08_h28_gsst.pdf

https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/hyoka/kaizen/2018/08_h29_gsst.pdf

【分析結果とその根拠理由】

教育の実施内容を示すデータ・資料を常に集積し、蓄積している。自己評価と外部評価を適切に実施し、フィードバックしているので、検証結果に対応した教育の質向上、改善のための取組が行われ、教育課程の確認・改善がなされていると判断する。

観点8-1-③ 内部質保証が有効に機能していること。

【観点に係る状況】

本学の内部質保証規則が平成30年度に定められており、それに基づく活動は今後行われる。

これまでに、教員の研究教育に対する質の保証のため、教員データベースによる各教員の教育・研究状況が記録され、逐次更新されている。この資料を本大学院総務委員会で検討が可能となっている。さらに、研究教育活動報告書が毎年度公表され、活動の改善に利用されている。

また、観点8-1-②でも述べたように、定期的な内部評価・外部評価を実施しており、第三者から見た大学院活動の評価を受けている。

大学院のFD委員会（平成30年度に内部質保証委員会に統合）では、毎年度、授業におけるアンケート（日本語・英語）を実施し、学生からの意見・要望を受け取る形となっている。

添付資料8-11：教育研究活動報告書添付資料用個人業績データ

添付資料8-12：授業アンケートの内容と分析結果の例

【分析結果とその根拠理由】

本大学院設立時の理念である、「深い専門知識と幅広い素養の習得」ができる教育システムとなっている。このシステムにて、大きな問題無く、順調に教育活動が行われていると判断できる。

教育活動の成果については、複数の資料を参考に毎年度評価することができる。そして、教員レベルあるいは大学院全体レベルで、活動の修正が可能な型となっている。現状にて、教育活動に問題ないと言

える。今後の質保証については、委員会内の議論等で対応できる。

教育状況については、本大学院の総務委員会にて逐次確認している。問題が起きうる時には、直ちに対応の具体策を出している。以上より、教育活動は正常に行われていると言える。

観点8-2-① 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること。

【観点に係る状況】

前述の通り、全学内部質保証委員会が平成30年度に発足し、新しい質保証システムの運用がなされつつある。

今後、大学院教育においても、この新しい質保証制度を取り入れた、システィマチックな質保証の実行と検証がなされる予定である。大学院長が質保証の責任者となり、教育副部長あるいはFD委員により質保証のコーディネーション及び質の点検活動が行われる予定である。すでに当大学院ではFD委員会を持ち、FD・SD活動を実施しているので、その延長で、この質保証活動が行える。

添付資料8-1：静岡大学全学内部質保証規則

<http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000609.htm>

【分析結果とその根拠理由】

全学内部質保証委員会の活動内容がこれから具体化していくが、シラバス内容の適切化、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに沿ったカリキュラム構成、これらのポリシーと各講義の関係表作成及び、毎年度の点検項目表の作成を行っていく計画である。

これまでのFD活動については、計画に沿って、FD研修会の実施、授業アンケートの実施と活用がなされている。よって、現状の活動から新しい質保証制度への準備が進んでいると言える。

観点8-2-② 組織的に、教員及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を保証し、さらにその維持、向上を図っていること。

【観点に係る状況】

教員データベースによる各教員の教育・研究状況が記録されている。大学院総務委員会では、適宜この資料を閲覧し、構成教員の活動を評価し、勧告することができる体制になっている。また、大学院の教育研究活動報告書により、授業・研究指導以外の個人の活動（留学生の受入、地域貢献活動、国際共同研究、受賞等）も把握することができる。教育活動においては、FD委員会活動として、授業アンケートの実施、FD研修会の実施、学生相談室の継続等を行っており、ポリシーに沿った活動が行われてい

る。表8-1は、本大学院主催のFD研修会の内容を示す。

表8-1 主催FD研修会

開催日	講演タイトル	講師
H29.2.24	博士課程留学生を対象とする日本語教育	藤原健智
H29.11.7	大学院における、学修成果の可視化とリューブリック	須藤 智
H31.2.8	博士学生のキャリアデザインと地元就職（課題分析）	河合文雄

博士号審査においては、その審査過程を教員・学生に周知し、計画的な博士論文準備が行えるようになっている。予備審査、本審査（論文公聴会を含む）、論文不正検査ソフトウェア iThenticate による検査、浜松及び静岡の教育分科会での審議を経て博士論文の可否が審査される。これらの審査過程において、問題点や疑問点が指摘され、申請学生が適切に回答する仕組みができており、条件を満たした学生に博士号が与えられる。博士論文は、インターネットにより広く国民に公表され、その内容を国民が点検できるようになっている。博士課程学生には、在学時から、キャリアデザイン形成に関する指導が行われる。学内には相談を受ける窓口がある。そして、博士修了後に円滑に就職や研究継続ができるよう配慮がなされている。

一方、博士修了後のサポートも重要であるとの考え方から、修了学生との連携や同窓会交流が行えるようになっている。

添付資料8-13：同窓生の集い

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/alumni/index.html>

【分析結果とその根拠理由】

FD・SD研修会を、毎年度に教授会前に実施し、大学における教育内容改善の研修がなされている。新任教職員に対しては、4月に新任研修会がなされている。授業では、授業アンケートがなされ、その内容が教育のフィードバックに繋がるようになっている。この大学院のカリキュラムにより、学生は深い専門的な知識と幅広い学問的素養を修得している（T字型教育）。

博士号審査においては、規則に沿った審査プログラムがなされていると言える。審査過程での問題点は学生に伝え、早急な修正が行える形となっている。よって、博士号授与活動は正常に行われている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

毎年度の教育活動状況は、教員データベースと教育研究活動報告書のエビデンスより確認することができる。総務委員会では、教育実施内容を逐次確認しており、問題が起きたら、臨時総務委員会等で直

ちに対応できる。

一方、教育の質保証においては、FD委員会が中心となって、授業アンケートやFD研修会を実施しており、学生からの声も確認している。アドミッションポリシーに基づいた教育が行われている。

【改善を要する点】

これまで、全学的な内部質保証をつかさどる組織がなかったが、今年度より全学内部質保証委員会が発足した。今後、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシーに基づいた教育の質保証活動を実行する予定である。

基準9 財務基盤及び管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点9-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

本大学院には、教員人事・予算決算・教育研究に係る案件等の重要事項を審議するため、全教員を構成員とした教授会が設置されている（表2-2）。教授会は月1回を基本とし、必要に応じ臨時に開催される。さらに、大学院長、教育副部長、正副研究部長、各正副専攻長、各研究部門長並びに評価・国際関係担当を構成員とする総務委員会を毎月開催し、教授会を補完する役割をもたせると共に、教授会の議案について予備審議を行っている。

本大学院の事務組織については、浜松キャンパスでは浜松総務課に創造科学技術大学院係（平成30年度より大学院博士課程係に名称変更）（課長、副課長、係長、主任1名、係員1名、特任職員1名、パート事務職員1名、派遣職員1名）、静岡キャンパスでは理学部事務部に非常勤職員を1名配置している。

また、危機管理については、国立大学法人静岡大学危機管理規則

（<http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000516.htm>）の下、「静岡大学危機管理ガイドライン」及び「事象別危機管理マニュアル」に準じた取り扱いとし、大学院長を筆頭とした情報伝達・指示系統を構築している。

静岡大学におけるハラスメントの防止等については、観点7-2-④でも述べたとおり、全学で取り組んでいる。さらに、毎年講演会が開催され、構成員のハラスメントの防止に関する意識を高めている。

また、静岡大学の研究者行動規範（<http://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/researcher/index.html>）、研究費等の運営・管理に関する基本方針（<http://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/exp/index.html>）がウェブサイトにも掲載されており、その徹底が図られている。

添付資料2-1：静岡大学創造科学技術大学院教授会規則

<http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000322.htm>

添付資料9-1：国立大学法人静岡大学危機管理規則

<http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000516.htm>

添付資料7-7：静岡大学危機管理ガイドライン

<http://www.shizuoka.ac.jp/outline/risk/pdf/riskguide.pdf>

添付資料7-8：事象別危機管理マニュアル

<http://www.shizuoka.ac.jp/outline/risk/pdf/riskfirst.pdf>

添付資料9-2：ハラスメント防止講演会開催案内

添付資料9-3：研究者行動規範

<http://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/researcher/index.html>

添付資料9-4：研究費等の運営・管理に関する基本方針

<http://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/exp/index.html>

【分析結果とその根拠理由】

事務組織は、十分に余裕のある体制とは言えないが、教育研究支援を滞りなくこなしている。また、危機管理等に係る体制も整っている。さらに、企画等の高いレベルの機能を有することが望ましいが、部局単位で対応することは実質的には難しいため、浜松キャンパス事務部全体で検討すべき課題と考えられる。

観点9-1-② 学部・研究科等の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

教員については、管理運営に関する意見やニーズは教授会等で十分に反映されている。学生と学外関係者の管理運営に関する意見やニーズの収集は、授業アンケート、指導教員との面談、オピニオンボックス等を通じて把握され、学生委員会により、結果の整理・分析が行われている。これらの結果は総務委員会、教授会等で報告・審議されている。

その他、平成30年度には全学評価委員会が所掌して学外関係者（企業、高校、保護者）も含めた大規模なアンケートを実施した。本大学院の職員からの管理運営に関する意見やニーズについては、総務委員会の場、または、頻繁に行う打合せにおいて十分に意見収集できている。

添付資料6-2：学生等アンケート「学びの実態調査」集計結果2018年度

添付資料6-9：大学院修了生アンケート結果（「大学生活・学習」に関するアンケート）

添付資料6-10：大学院修了生就職先企業等アンケート結果

【分析結果とその根拠理由】

平成24年度に実施された大規模アンケートの結果、研究、教育の内容には概ね満足しているとの評価が得られている一方、演習やフィールドワークの授業をもっと増やして欲しい、留学生の交流の場をもっと増やして欲しいとの意見が多く見られた。また、各種支援についての質問項目では奨学金や授業料免除等の支援体制が充実していると学生が感じていることや指導教員に相談しやすいといった項目で高い評価であった。一方でアパート等の住宅情報の提供やアルバイトの情報提供という面では学生が不満に感じているとの結果が出ている。また、オピニオンボックスやメール等で学生が意見を言う体制が十分で無いという結果も出ている。指導教員に相談しやすい一方で、指導教員以外の教員には相談しにくいと言う意見も多いことから全体として指導教員とのみ接点を持つてている学生の状況が浮き彫りになった。別の項目では大学が企業や社会等学外に向けた大学のPRが十分では無いと学生が感じている点

も浮かび上がった。

教職員及び学生、その他学外関係者（保護者、高校関係者等）の意見・ニーズに関して、種々の方法により集められた情報は、全学の学生委員会や広報委員会により蓄積されたのち、構成員には教授会等で報告・審議が行われ、それに基づいて管理運営の改善に活かされる。これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを適切に管理運営に反映させていると判断できる。

観点9-2-① 機関としての学部・研究科を運営するために職務をつかさどる教職員が、適切に役割分担し、その連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されているか否か。

【観点に係る状況】

観点3-1-①で述べたように、本大学院では、教育部では5専攻の長を大学院長（兼教育部長）・教育副部長が、また研究部では8部門の長を研究部長・副部長がそれぞれ指揮し、全体を大学院長が統括するという、指揮系統と責任の所在を明確化した体制をとっている。さらに、大学院長、副教育部長、正副研究部長、各正副専攻長、各研究部門長並びに評価・国際関係担当を構成員とする総務委員会を毎月開催し、教授会を補完する役割をもたせると共に、教授会の議案について予備審議を行っている（表3-1）。

上記の運営体制を、観点9-1-①で述べたような事務職員の体制で補助している。創造科学技術大学院係（平成30年度より大学院博士課程係に名称変更）では、上記運営に必要な、委員会運営、予算、人事、庶務、学務等の業務を、係長の総括の下、各職員が分担して遂行している。また、浜松総務課長は課の責任者として全体の総括を、副課長が課長の補佐と係に対するサポートを担っている。

本大学院の運営の職務を司る教職員の職務遂行能力を向上については全学で英会話、情報処理、教養涵養等の様々な研修の機会が用意されており、職務の必要や本人の希望に応じて受講することとしている。併せて、毎年のFD研修会（観点8-2-②）に参加することにより、教員と共に問題意識をもって業務に当たっている。

【分析結果とその根拠理由】

運営の職務をつかさどる教員と職員は適切に役割分担され、連携して運営に当たると共に、能力の向上を図っている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

大規模アンケートによると学生は指導教員との対話時間に満足しているとの結果が出ている。個々の教員が熱心に研究指導できていることを反映した結果と考えられる。この点は優れていると評価できる。危機管理体制についても、構成員に対して災害情報等の周知を、メール等を通じて機動的に行っている。

【改善を要する点】

アンケート結果を踏まえ、指導教員と一対一の関係に留まりやすい創造大学院の学生については複数の教員や学生達との交流が持てる場を提供していく必要性があると思われる。事務組織については慢性的な人員不足が続いている。平成27年度の組織評価の改善状況として事務組織の改善に向けた活動状況が報告されている。問題点として挙げられた事務に、運営、調査、広報等を担当する企画部門が必要、企画や調査資料作成等の業務や教育補助を担当する方がいないという点に対し、事務員の増員を大学本部に要求しているが、人員削減の中、実現されていない。短期で解決することが難しい課題であるが、現在の窮状を継続して本部に訴え、今後も人員増を要求していく必要がある。

基準 10 教育情報等の公表

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-① 学部・研究科等の目的（学士課程であれば学科又は課程等ごと、大学院課程であれば専攻等ごとを含む）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

教育部の専攻については、本書 7 ページすでに述べた。教育部と研究部の目的は、構成員及び構成員以外の社会一般に対して、全学の広報部および本大学院の総務委員会等により、ウェブサイト※や学内電子情報版あるいは募集要項やパンフレットを通じて組織的に公開、広く周知している。

※自然科学系教育部ウェブサイト；<http://gsst.shizuoka.ac.jp/kyoiku/senko.html>

創造科学技術研究部ウェブサイト；<http://gsst.shizuoka.ac.jp/kenkyu/mokuteki.html>

添付資料 1-3：静岡大学創造科学技術大学院規則

<http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000321.htm>

添付資料 8-4：平成 26 年度教育研究活動報告書

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/others/pdf/AnnualReport2014.pdf>

添付資料 8-5：平成 27 年度教育研究活動報告書

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/others/pdf/AnnualReport2015.pdf>

添付資料 8-6：平成 28 年度教育研究活動報告書

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/others/pdf/AnnualReport2016.pdf>

添付資料 8-7：平成 29 年度教育研究活動報告書

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/others/pdf/AnnualReport2017.pdf>

添付資料 10-1：静岡大学創造科学技術大学院案内

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/others/pdf/sozopamphlet.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

教育部の専攻及び研究部の目的は、入試募集要項やパンフレットあるいはウェブサイト等を通じて広く公開・周知されており、大学の構成員にも適切に周知されていると判断する。

観点 10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【観点に係る状況】

これまで、ウェブサイトや入試要項あるいは大学院案内等を通じて、入学者の受入方針は広く学内外

に周知、公表してきた。また、平成24年度にはアドミッション・ポリシーに加えて、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを定めることで、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針が明確に示された。アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーはウェブサイト※で閲覧することが可能であり、学内学外に広く周知されている。また、検索機能の充実するために「サイト内検索」の機能を付加し、さらなるアクセスの良さを達成している。

*自然科学系教育部ウェブサイト ; <http://gsst.shizuoka.ac.jp/kyoiku/senko.html>

創造科学技術研究部ウェブサイト ; <http://gsst.shizuoka.ac.jp/kenkyu/mokuteki.html>

添付資料 1-3 : 静岡大学創造科学技術大学院規則

<http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000321.htm>

添付資料 8-7 : 平成 29 年度教育研究活動報告書

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/others/pdf/AnnualReport2017.pdf>

添付資料 10-1 : 静岡大学創造科学技術大学院案内

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/others/pdf/sozopamphlet.pdf>

添付資料 4-1 : 平成30年度 静岡大学大学院自然科学系教育部（創造科学技術大学院）

（後期 3 年博士課程）学生募集要項

添付資料 5-3 : 静岡大学大学院自然科学系教育部（後期 3 年博士課程）学生便覧

【分析結果とその根拠理由】

アドミッション・ポリシーに加えて、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーが定められており、入学者受入方針及び教育課程の編成・実施方針と学位授与方針は適切に公表、周知されていると判断する。

観点 10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【観点に係る状況】

教育研究活動における情報は、各年度に発行されている全構成教員の教育研究活動報告書、本大学院のウェブサイト等で公表している。また、静岡大学全教員の教育研究活動は、全学評価委員会が所掌する教員データベースにおいて、学術論文、出版物、学生や教員の国内外での学会発表、特許等様々な情報を広く公開している。また、平成28年度からは、専門特任教員と共にサイト内の検索エンジンを独自に改良し、本大学院での教育研究活動をより高いヒット率で検索すること可能としている。

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動についての情報は、毎年発行される教育研究活動報告書及び大学全体の教員データベー

スにて広く公開、周知されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

研究活動や教育活動の情報公開は、大学院で毎年作成される教育研究活動報告書により公開、周知されており、受賞等のトピックスもウェブサイト上で適宜公開されている。また、独自に改良したサイト内検索エンジンにより、学外者が本大学院の教育研究活動へのアクセスを容易にしたことも優れている点と言える。

【改善を要する点】

該当なし。

基準 11 研究活動の状況及び成果

(1) 観点ごとの分析

観点 11-1-① 研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

本学の第二期および第三期中期計画における、「2 研究に関する目標を達成するための措置」を踏まえ、従来の工学、情報学、理学、農学の枠組みを超えた分野横断的な先進的学際研究領域の創成と地域に根ざした産業イノベーションの創出を目標とし、浜松キャンパスを中心とした光・電子・情報分野及び静岡キャンパスを中心とした生命・環境科学分野において、地域に密着した課題の発掘及び国内外に評価される独創的、先進的研究の推進を図ることを研究の目的としている。これらは学校教育法に規定された大学院一般に求められている目的に適合した形で本大学院規則の目的に定められている。

上記の目的達成のため、以下の様な体制を整えている。すなわち、浜松研究院では、光・電子・情報分野の研究目的を達成するため、ナノビジョンサイエンス部門、オプトロニクス部門、インフォマティクス部門、ナノマテリアル部門、エネルギーシステム部門が配置され、工学部、情報学部、農学部、教育学部及び電子工学研究所、イノベーション共同研究センターの教員が関連する研究部門に組織されている。一方、静岡研究院では、生命・環境科学分野の研究目的を達成するため、統合バイオサイエンス部門、環境サイエンス部門が配置され、理学部、農学部、教育学部、及びグリーン科学研究所の教員が参画している。なお、原理の探求と新たな研究シーズの創出を図るため、浜松研究院及び静岡研究院にまたがるベーシック部門が設置されている。教員の構成員数は表 11-1 のとおりである。研究は、基本的には各教員の研究目標の達成に向けて実施している。これらの体制は、本大学院のウェブサイト (<http://gsst.shizuoka.ac.jp/kenkyu/mokuteki.html>) に公開されている。

また、研究支援体制として、静岡キャンパスには分子構造解析部とゲノム機能解析部から構成されるグリーン科学技術研究所研究支援室 (http://www.green.shizuoka.ac.jp/support_intro.html) が、浜松キャンパスには共同利用機器センター (<http://kyodoriyo05.eng.shizuoka.ac.jp/HP/>) がそれぞれ設置され、教員や学生が博士論文等に関する研究を実施するまでの支援・推進体制が整っている。これらのセンターを実際に学生や教員が利用する場合には、各センターに配置された技術職員が機器の操作や分析方法の補助・支援をする体制も整っている。

添付資料 11-1 : 静岡大学第二期中期計画

https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/plan/pdf/2-3_20100331.pdf

添付資料 11-2 : 静岡大学第三期中期計画

https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/plan/pdf/H28/20160331_3rd_plan.pdf

添付資料 1-3 : 静岡大学創造科学技術大学院規則

<http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000321.htm>

添付資料 11-3：静岡大学創造科学技術大学院ウェブサイト：部門紹介

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/kenkyu/mokuteki.html>

添付資料 11-4：グリーン科学技術研究所研究支援室

http://www.green.shizuoka.ac.jp/support_intro.html

添付資料 11-5：浜松キャンパス共同利用機器センター

<http://kyodoriyo05.eng.shizuoka.ac.jp/HP/>

表 11-1 教員構成員数（平成 30 年 3 月 31 日現在）

部 門	専任				兼任		計
	教授	准教授	講師	助教	教授	准教授	
ナノビジョンサイエンス	14	9	1				24
オプトロニクスサイエンス	7	1					8
インフォマティクス	24	14	1	1			40
ナノマテリアル	12	6					18
エネルギーシステム	9	3			1		13
統合バイオサイエンス	16	5	1			1	23
環境サイエンス	12						12
ベーシック	16	5	4				25
その他（講義のみの担当）					2	1	3
計	110	43	7	1	3	2	166

【分析結果とその根拠理由】

大学院全体としての研究の目的と基本方針は、上記のように大学院規則等に定められており、さらに、研究部を構成する 8 つの部門ごとの研究目標については、それぞれの研究内容に応じて、研究目標を定めている。それらは、本大学院のウェブサイトあるいは毎年度末に発刊している「教育研究活動報告書」の部門別の紹介部分で記載している。また、最近では、静岡大学のビジョンと戦略の中にも、研究に対する本学の基本方針が明記されており、原則的に大学の示した研究ビジョンにそった研究を進めている。上記のように、研究の目標あるいは研究方針は明確に定められ、その体制は妥当であると判断する。

添付資料 8-2：平成 24 年度教育研究活動報告書

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/others/pdf/AnnualReport2012.pdf>

添付資料 8-3：平成 25 年度教育研究活動報告書

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/others/pdf/AnnualReport2013.pdf>

添付資料 8-4：平成 26 年度教育研究活動報告書

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/others/pdf/AnnualReport2014.pdf>

添付資料 8-5：平成 27 年度教育研究活動報告書

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/others/pdf/AnnualReport2015.pdf>

添付資料 8-6：平成 28 年度教育研究活動報告書

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/others/pdf/AnnualReport2016.pdf>

添付資料 8-7：平成 29 年度教育研究活動報告書

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/others/pdf/AnnualReport2017.pdf>

本大学院は、浜松と静岡の両キャンパスにまたがる複合学際研究の中核となっている。研究組織としては、平成 23 年度（136 名）から、平成 29 年度末（173 名）までに 37 名の教員が増員されている。また、本学が重点領域と位置付けている極限画像科学、グリーン科学技術、ナノバイオ科学の 3 テーマは、本大学院の教員が中心となって研究活動を進めている。

また、平成 23 年度に創設された静岡大学研究フェローおよび若手重点研究者制度では、第三期（平成 28 年度～）にフェローの称号を付与された 12 名の教員のうち、11 名が本大学院の専任であり、また若手重点研究者の称号を付与された 19 名のうち、12 名が本大学院の専任教員であり、本大学院が本学の研究力の根幹を担っていることを示している。

支援体制については、静岡・浜松の両キャンパスに、それぞれ研究支援室と共同利用機器センターが設置されていることから、研究の支援・推進体制が適切に整備され、機能していると判断する。

添付資料 11-6：静岡大学研究フェローおよび若手重点研究者制度

<http://www.shizuoka.ac.jp/researcher/index.html>

観点 11-1-② 研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。

【観点に係る状況】

本大学院の 5 専攻・8 部門ごとの緊密な連携の元に研究計画の企画立案と外部資金獲得に向けた申請を行っている。さらに所属教員の大多数が参画する超領域研究会

(<http://www.shizuoka.ac.jp/disciple/study.html>) を介し、本学の重点分野である「光応用・イメージング科学」、「環境・エネルギーシステム」、「グリーンバイオ科学」の研究推進を目的とする分野横断的なプロジェクトを隨時企画立案することで、大型研究経費の獲得に結びつけている（基準 3 を参照）。さらに、国際的シンポジウムや研究フォーラムの開催、レベルの高い学術雑誌への投稿の推奨（一部の部門ではリストを作成）を通して、学生の研究支援を行っている。

【分析結果とその理由】

本大学院が主催あるいは共催する学術シンポジウムは、平成 24 年度 4 件、平成 25 年度 7 件、平成 26

年度 8 件、平成 27 年度 3 件、平成 28 年度 2 件、平成 29 年度 2 件が開催されている。また、学生の研究活動に関しては、平成 24 年度～29 年度の 6 年間で、学生公募プロジェクト助成 343 件、英語論文投稿・別刷代援助 188 件、国際会議発表支援 113 件、RA 採用 506 件（年平均 84 件）の支援を大学院の施策として実施している。

上記のように、研究体制が整備され、また必要に応じて大学院のみではなく、他部局からの協力を得て、大学全体としての研究体制を整備する柔軟性も備えており、十分に適切な研究活動に関する施策が定められ、実施できていると判断する。

添付資料 11-7：創造科学技術大学院主催共催シンポジウム一覧

添付資料 11-8：創造科学技術大学院学生公募プロジェクト助成一覧

添付資料 11-9：創造科学技術大学院英語論文投稿・別刷代援助一覧

添付資料 11-10：創造科学技術大学院国際会議発表支援一覧

添付資料 11-11：創造科学技術大学院 RA 採用一覧

観点 11-1-③ 研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、問題点等を改善するための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

毎年度、教育および研究面での研究活動の成果を取りまとめた教育研究活動報告書を発刊し、また各年度 2 回自己申告による教育、研究、管理運営、社会的貢献に関する業績データを収集しており、研究の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積している。教育研究活動報告書はウェブサイトで公開している。また、全学評価委員会が所掌する教員データベースにより、業績の集積を図っている。各年度 2 回の自己申告による教育、研究、管理運営、社会的貢献に関する業績データは、業績評価を行い各期の処遇に反映している。

【分析結果とその根拠理由】

各年度 2 回の自己申告による教育、研究、管理運営、社会的貢献に関する業績データの提出率はほぼ 100% である。また教員データベースには全教員の入力が義務付けられている。これにより教員の研究活動の状況と成果に関する点検・評価及び評価結果のフィードバックが行われ、研究の質の向上、改善のための取組が行われている。

研究の質の向上の実例として、詳細な研究成果は表 11-2 のようである。教員 1 人当たり年間平均 3.7 報の論文・著書を執筆している。また、科研費では 855 件、24 億円以上の金額を獲得している。特に、若手研究（A）の取得件数が増加していることが特筆される。これらの数字から、大学院の教員が活発

に学会・研究活動を行っていると判断する。

観点 11-2-① 研究活動の実施状況から判断して、研究活動が活発に行われているか

【観点に係る状況】

平成 24～29 年度に、研究部に所属する教員が原著論文・総説・著書等として発表した研究業績は 4,007 報であり、学会発表については国際会議 4,382 件、国内会議 8,394 件である。学会発表のうち、招待講演は 1,558 件に上る（全学会発表の 12%）。以上の詳細を表 11-2 にまとめた。平成 24～29 年度における年あたりの平均業績数を、前回評価書（平成 20～23 年度）の数値と比較すると、特許数の微減を除けばいずれも増加 (+8～+40%) しており、第 2 期中期計画期間中に研究活動が着実に拡大・活性化していることがみてとれる。表 11-1 の教員数と表 11-2 の著書+論文数から計算すると、1 年間平均 1 人当たりの研究論文等の業績数は 3.9 編となる。この様に、招待講演や論文執筆等を通して高い研究レベルを国内外にアピールするとともに、全国レベルの学協会の年会や国際会議を開催して研究拠点創成の基盤をつくる活動を進めている。ヨーロッパの協定校との合同国際会議 Inter-Academia、インドネシア大学との国際会議 International Conference on Nano Electronics Research and Education (ICNERE) 等の開催によりヨーロッパやアジアの大学との交流を図り、その他の分野においても国際会議を開催できる実力を涵養している。さらに、超領域研究推進本部、電子工学研究所、グリーン科学技術研究所および本大学院の 3 部局が共催し、本学が定める重点領域に特化した国際シンポジウムを毎年開催している。

表 11-2 自然科学系研究部の研究実施状況（兼担教員を含む）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H24～H29 合計	H24～H29 平均 (H20～H23 平均 からの増減)
著書	42	60	43	64	54	53	316	53 (+8%)
論文	570	525	662	678	599	657	3,691	615 (+12%)
国際学会発表	626	624	791	806	750	785	4,382	730 (+25%)
国内学会発表	1,186	1,343	1,547	1,477	1,460	1,381	8,394	1,399 (+11%)
招待講演	222	228	288	303	255	262	1,558	260 (+23%)
特許等	79	89	89	78	77	40	452	-75 (-4%)
新聞・TV 等の 報道数	93	95	103	108	120	84	603	101 (+40%)

資料 11-12 : 静岡大学 超領域研究推進 ウェブサイト www.shizuoka.ac.jp/disciple/index.html

【分析結果とその根拠理由】

表 11-2 に示した研究業績から分かるように、学術研究面において活発な研究活動を展開しており、その判断としては、極めて良好な実施状況であると判断する。

観点 11-2-② 研究活動の成果の質を示す実績から判断して、研究の質が確保されているか。

【観点に係る状況】

前述の通り、平成 24～29 年度の 6 年間に研究部の教員等が論文・著書として表された研究業績は 4,007 件であり、学会発表は 12,776 件（うち招待講演 1,558 件）である。教員 1 人当たりに換算すると、年間平均 3.9 件の論文・著書を執筆し、12.3 件の学会発表を行っていることになる。一方、この期間に行われた特許申請等は 452 件である。これは、教員 1 人当たり、年間平均 0.4 件の特許申請等を行っていることに対応する。さらに、新聞等での報道数は 603 件であり、教員 1 人当たり年間平均 0.6 回報道されている計算になる。

表 11-3 は、科学研究費補助金獲得状況を示す。平成 24～平成 29 年度の 6 年間における科研費の取得状況は、855 件、直接経費の総額で 24 億 6,480 万円であり、これは教員 1 人当たり 0.82 件、237 万円を毎年獲得していることに相当する。また多少の増減はあるものの、各年度の金額・件数ともほぼ一定の水準を維持している。件数でみると、各研究分野の実質的な牽引車となる基盤研究（B）の割合が最大であり、研究部が研究志向の強い組織であることを強く示している。また、各分野の最先端研究拠点であることを示す基盤研究（S）及び（A）も毎年 7～11 件、5～9 千万円程度獲得している。

その他の外部資金では、平成 25～29 年度の 5 年間に 1,346 件、34 億 7,795 万円を獲得した（表 11-4）。これは教員 1 人当たり 1.56 件、402 万円を毎年獲得していることに相当する。また、この期間内に研究部の教員の受賞件数は 188 件である（表 11-5）。代表的な受賞例を表 11-6 に挙げる。

【分析結果とその根拠理由】

平成 24～29 年度における科学研究費補助金の受入状況は、855 件、直接経費 24 億 6,480 万円である。教員 1 人当たりに換算すると、年間 0.82 件、237 万円となり、大まかに言って全教員の 8 割が科学研究費補助金を獲得している。また、基盤研究（S）や（A）といった大型資金についても毎年採択されている。また、国内主要学会から学会賞や学術賞等を受賞しており（表 11-5 及び 11-6）、近年における特許出願・取得件数及び新聞・TV 等での報道数（表 11-2）からも、研究の有用性と社会への波及効果は高いレベルにあると判断する。以上のことから、研究の質が確保されていると判断する。

表 11-3 科学研究費補助金獲得状況（兼担教員を含む、間接経費を除く）

種別	H24		H25		H26		H27		H28		H29		H24～H29 合計		H24～H29 平均	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)										
新学術領域	7	38,700	5	32,900	7	38,100	6	33,500	4	27,300	5	33,400	34	203,900	5.67	33,983
基盤 (S)	1	48,500	2	50,400	2	52,400	2	57,700	2	76,300	2	51,000	11	336,300	1.83	56,050
基盤 (A)	10	92,900	8	68,100	5	50,800	6	52,500	10	94,200	8	57,000	47	415,500	7.83	69,250
基盤 (A) 海外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基盤 (B)	31	114,800	28	108,100	30	100,500	39	165,100	35	121,500	37	131,700	200	741,700	33.33	123,450
基盤 (B) 海外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基盤 (C)	36	40,200	45	57,800	56	63,100	54	58,100	52	62,000	55	65,900	298	347,100	49.67	57,850
挑戦的萌芽	27	35,300	28	37,700	26	32,300	18	22,300	29	36,400	21	20,300	149	184,300	24.83	30,717
国際共同研究 加速基金 (国際 共同研究強化化)	0	0	0	0	0	0	0	0	2	19,800	4	6,600	6	26,400	1	4,400
挑戦的 (萌芽)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	13,300	5	13,300	0.83	2,117
挑戦的 (開拓)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,500	1	2,500	0.17	417
研究成果公開 促進費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
若手 (A)	0	0	1	3,800	3	14,200	4	27,900	7	40,800	7	28,000	22	114,700	3.67	19,117
若手 (B)	5	5,400	2	2,700	9	8,500	6	6,600	7	6,600	4	4,600	33	34,400	5.50	5,733
若手 (スタート アップ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別研究員 奨励費	10	7,600	15	14,200	11	11,100	7	6,900	3	2,500	3	2,400	50	44,700	8.33	7,450
合 計	127	383,400	134	375,700	149	371,000	142	430,600	151	487,400	152	416,700	855	2,464,800	142.5	410,800

表 11-4 外部資金受入状況（兼担教員を含む）

種別	H25		H26		H27		H28		H29		H25～H29 合計		H25～H29 平均	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)								
共同研究	114	139,474	125	174,721	127	214,394	119	184,203	153	254,672	638	967,464	127.6	193,493
受託研究	42	411,083	37	366,783	49	414,324	48	441,274	42	350,035	218	1,983,499	43.6	396,700
寄付金	90	80,882	83	88,087	104	129,804	102	118,174	111	110,035	490	526,982	98	105,396
合 計	246	631,439	245	629,591	280	758,522	269	743,651	306	714,742	1,346	3,477,945	269.2	695,589

表 11-5 教員の受賞状況（兼担教員を含む）

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H24～H29 合計	H24～H29 平均
受賞者数	28	42	30	16	45	27	188	31.3

表 11-6 教員の受賞例

受賞名	授与団体名	受賞者	受賞年月
中小企業優秀新技術・新製品賞・中小企業庁長官賞	りそな中小企業振興財団・(株)日刊工業新聞社	川人 祥二	2012.4
平成 24 年度科学技術賞 研究部門	文部科学省	田部 道晴	2012.4
長尾真記念特別賞	情報処理学会	峰野 博史	2012.5
福原賞	日本数学会・函数方程式論分科会	清水 扇丈	2012.12
Optical Society of America (OSA) Fellow	Optical Society of America	川田 善正	2013.1
電子情報通信学会フェロー	電子情報通信学会	浅井 秀樹	2013.9
山崎貞一賞	(財)材料科学技術振興財団	橋口 原	2013.10
第 6 回中谷賞大賞	(公)中谷医工計測技術振興財団	川田 善正	2014.2
Friedrich Wilhelm Bessel Research Awards	Alexander von Humboldt 財団 (ドイツ)	清水 扇丈	2014.3
2014NE ジャパン・ワイヤレス・テクノロジー アワード	日経 BP 社日経エレクトロニクス	近藤 淳	2014.5
応用物理学会フェロー表彰	応用物理学会	永津 雅章	2014.9
大学発ベンチャー表彰 2014 科学技術振興機構理事長賞	科学技術振興機構 (JST)	川人 祥二	2014.9
情報処理学会山下記念研究賞	情報処理学会	石川 翔吾	2016.3
平成 28 年度科学技術分野の文部科学大臣表彰 科学技術賞・研究部門	文部科学省	永津 雅章	2016.4
平成 28 年度日本農学賞	日本農学会	河岸 洋和	2016.4
第 53 回読売農学賞	読売新聞社	河岸 洋和	2016.4
日本農芸化学会フェロー	日本農芸化学会	河岸 洋和	2016.11
Biggest Innovator in the Image Sensor Industry 賞	2017 Image Sensors Europe Awards	川人 祥二	2017.3
第 16 回グリーンサステナブルケミストリー (GSC) 賞	文部科学大臣賞 (公益社団法人新化学技術推進協会)	河岸 洋和	2017.7
コーチェネ大賞 2017 優秀賞 (民生用部門)	コーチェネ財団	木村 浩之	2018.2

観点 11-2-③ 社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から判断して、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか。

【観点に係る状況】

平成 24~29 年度の 6 年間に新聞やテレビ等で報道された研究は 603 件（表 11-2）であった。また、平成 25~29 年度の 5 年間に共同研究 638 件、受託研究 218 件を受け入れており、研究を通した社会貢献が活発に行われていることがわかる（表 11-3）。さらに、特許申請・取得も活発であり、平成 24~29 年度の 6 年間で 452 件の申請・取得が行われている。

本項目に該当する研究活動として、文部科学省の「戦略的環境リーダー育成拠点形成」プログラムに採択された「生態系保全と人間の共生・共存社会の高度化設計に関する環境リーダー育成」があげられる。これは途上国における環境問題の解決に向けたリーダーシップを発揮する人材（環境リーダー）の

育成拠点形成をめざした研究教育プログラムであり、平成 26 年度に終了し高い評価（S 評価）を受けた。さらに、特別教育研究経費（平成 22～26 年度）による「高齢化・福祉社会を支えるナノバイオ・ナノテクノロジー研究の推進」、及び科学技術振興調整費（平成 23～27 年度）「未利用バイオマスの CO₂ 削減・エネルギー・資源利用による低炭素循環型社会推進」は、浜松キャンパスの工学・情報系専攻教員と静岡キャンパスの環境・バイオ系専攻、さらに文系の教員をメンバーとする分野横断的な研究プロジェクトである。

また、「サイエンスカフェ in 静岡」（<http://sciencecafe.eshizuoka.jp/>）、「テクノフェスタ in 浜松」（<http://www.eng.shizuoka.ac.jp/campuslife/festa/>）等を通して、市民社会への科学・技術・文化の啓蒙活動にも注力している。

添付資料 11-13：「サイエンスカフェ in 静岡」開催日一覧表

添付資料 11-14：第 18 回「テクノフェスタ in 浜松」パンフレット

【分析結果とその根拠理由】

研究活動の成果の社会・経済・文化的な貢献は、新聞・テレビ等による紹介等、高い評価を得ている。また、研究成果に基づく特許申請・取得も増加しているほか、受託研究等を通して産業活性化に貢献している。さらに、様々な啓蒙活動を通して、最新の研究成果を一般市民にわかりやすく公表し、地域への正しい科学知識の普及にも努めている。以上のことから、社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から判断して、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

一人当たりの著書・論文数や招待講演数、共同研究及び受託研究数は高いレベルにあり、第二期中期計画期間開始時から現在まで研究活動は着実に拡大・活性化している。また、論文引用件数も分野（Materials Science）によっては全国的に見ても高いレベルにある。全国規模の学会開催数も多い。

【改善を要する点】

科研費獲得件数と金額は、地方大学の平均値から見れば高い水準であるが、さらに高いレベルを目指すことが望ましい。

基準 12 地域貢献活動の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 12-1-① 大学・学部等の地域貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画等が適切に公表・周知されているか。

【観点に係る状況】

本学の第三期中期目標には、地域貢献に関する活動として、以下が挙げられている。

- ・地域の特色を生かした世界的产学連携拠点を形成し産業振興に資する研究や、地域の知の拠点として、学術文化の向上に寄与する研究を推進する。(2-(1)-(2))
- ・大学で創出される研究成果を社会へ還元する。(2-(1)-(3))
- ・地域における知の拠点として、教育・研究を基に地方公共団体、金融機関、近隣大学、産業界等と協働し、地域社会の諸課題の解決及び地域を支える人材の育成等に貢献する。(3-(1))

本大学院としては、直接的な地域貢献活動に関する計画や具体的な方針は立てていないが、所属教員は上記を受けて策定された中期計画のうち、主に以下の地域貢献に関する活動に携わっている。

- ・リポジトリへの学術論文の登録を一層促進し、外国語併記等により国際発信を強化する。また、产学連携、社会連携による研究シーズ集を発行する。【33】
- ・産業界との包括連携協定を積極的に活用し、企業等との共同研究、技術移転等を推進するとともに、イノベーション人材の育成を進める。【40】

本学の中期目標および中期計画については、本学ウェブサイト「法定公開情報」で公表されている(<http://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/index.html>)。

共同研究について、その窓口は全学的な機構である「イノベーション社会連携推進機構」(<http://www.oisc.shizuoka.ac.jp/>)が担っており、そのウェブサイトに共同研究を介して地域貢献に関する目標が公表されている (<http://www.oisc.shizuoka.ac.jp/center/>)。

本大学院では、博士課程学生の教育理念は、「地域特性と現代的ニーズに特化した教育を行い、深い専門知識と時代に即応した幅広い素養と国際性豊かな知識を有する高度先端技術者及び研究者を育成すること」であり、ウェブサイト等公表されている (<http://gsst.shizuoka.ac.jp/kyoiku/senko.html>)。この理念を達成するために、専攻ごとに独自の教育目標を独自に定めており、これらも同ウェブサイトにて公表されている。教員の所属する研究部（浜松教育院および静岡教育院）および部門にも、地域貢献に関する目的と活動方針が掲げられ、ウェブサイトにて公表されている

(<http://gsst.shizuoka.ac.jp/kenkyu/mokuteki.html>) (<http://gsst.shizuoka.ac.jp/kenkyu/tokucho.html>)。

添付資料 12-1 : 静岡大学第三期中期目標

http://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/pdf/H30/201804_3rd_target.pdf

添付資料 11-2 : 静岡大学第三期中期計画

http://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/pdf/H30/201804_3rd_plan.pdf

添付資料 12-2 : 第三期中期目標・中期計画一覧表

http://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/pdf/H30/201804_3rd_list.pdf

添付資料 1-4 : 静岡大学創造科学技術大学院ウェブサイト <http://gsst.shizuoka.ac.jp/>

【分析結果とその根拠理由】

本学における地域貢献に関する目的や活動方針が定められ、主にウェブサイトで公開されている。本大学院として、今のところ地域貢献活動に関する直接的な計画や具体的な方針を掲げていないが、所属教員は本学における定められた計画の下で地域貢献に関する活動に関わっている。

観点 12-1-② 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

地域企業と共同研究を実施する際に、どの教員がどのような研究を実施しているかを公表することは重要であるため、研究者の「専門分野」、「研究内容」を、本大学院のウェブサイトで公開している (<http://gsst.shizuoka.ac.jp/kyoiku/senko.html>)。また、年度ごとの教育研究活動報告書が、同ウェブサイトの「関連情報」、「各種資料」に掲載されており、教員ごとの詳細な研究内容やその現在の状況が把握できるようになっている (<http://gsst.shizuoka.ac.jp/others/shiryo.html>)。

添付資料 12-3 : 創造科学技術大学ウェブサイト「専攻紹介（自然科学系教育部）」

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/kyoiku/senko.html>

添付資料 8-2 : 平成 24 年度教育研究活動報告書

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/others/pdf/AnnualReport2012.pdf>

添付資料 8-3 : 平成 25 年度教育研究活動報告書

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/others/pdf/AnnualReport2013.pdf>

添付資料 8-4 : 平成 26 年度教育研究活動報告書

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/others/pdf/AnnualReport2014.pdf>

添付資料 8-5 : 平成 27 年度教育研究活動報告書

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/others/pdf/AnnualReport2015.pdf>

添付資料 8-6 : 平成 28 年度教育研究活動報告書

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/others/pdf/AnnualReport2016.pdf>

添付資料 8-7 : 平成 29 年度教育研究活動報告書

<http://gsst.shizuoka.ac.jp/others/pdf/AnnualReport2017.pdf>

また、企業に所属している技術者の教育部への入学についても地域貢献の一つである。そこで、社会

人学生に対しては、基準 7 でも述べたように、職業を有しているなどの理由により、標準修業年限 3 年間で課程を修了できないと考える学生に対し、本人からの申請に基づいて 6 年間以内の計画的な履修を認め、長期在学期間中は授業料年額において特別措置を受けることができる「長期履修学生制度」を設けており、社会人学生の勤務の都合に対応できるような体制を有している。これは、学生募集要項に明記されている。

添付資料 7-8：長期にわたる教育課程の履修に関する規程及び申請書

<http://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/frame/frame110000149.htm>

添付資料 4-1：平成 30 年度静岡大学大学院自然科学系教育部（創造科学技術大学院）

（後期 3 年博士課程）学生募集要項

本大学院の博士課程学生の修了後のキャリアの支援も、地元企業への就職等につながる間接的な地域貢献研と考えられる。本学では、第一線の専門家・企業人によるキャリア創造特別講演会を連続開催するとともに、インターネットを活用して、専門家・OB と学生の「顔が見える」キャリア創造支援を行っており、ウェブサイトで公開している (<http://gsst.shizuoka.ac.jp/career/index.html>)。

また、本大学院を主として JST 博士人財キャリア創造プログラム（平成 24~28 年度、共同実施機関：名古屋大学）により、静岡大学ポストドクター・キャリア開発事業に取り組んだ。これにより博士学生の意識改革、地域企業に重点を置いたキャリア支援等を進めてきた。これらの機能は、平成 29 年度からは学生支援センターキャリアサポート部門に移管され、引き続き留学生を含む博士課程学生に手厚い支援を提供できる体制を維持している。

また、「静岡大学产学連携協力会」が主催する「会員企業交流会」に協賛し、本大学院博士課程学生と地域企業との交流をサポートしている。本行事は、通算 39 回を数え、本大学院所属教員の研究紹介、地元企業紹介ならびに大学院生のポスター発表および交流会からなり、本大学院と地元企業の交流の場として定着している。

教育サービス面における社会連携活動の目的に照らし、以下のような活動を実施している。

- 1) サイエンスカフェを月 1 回程度で開催し、教育サービス活動を実施している。
- 2) テクノフェスタ・イン・浜松を年 1 回（2 日間）開催し、社会連携と研究成果を PR する場としている。小・中・高校生や他大学生・社会人等、毎年 1 万人の来場者がある。

添付資料 7-13：学生支援センターキャリアサポート部門

<https://www.shizuoka.ac.jp/gakuseishien/kyariasapo-to/>

添付資料 12-4：「会員企業交流会」会告（創造科学技術大学院協賛分）

添付資料 11-12：「サイエンスカフェ in 静岡」 開催日一覧表

添付資料 11-13：第 18 回「テクノフェスタ in 浜松」パンフレット

研究面における社会連携活動については、共同研究等を通じて、ヤマハ発動機、スズキ、浜松ホトニ

クス等の地域産業界に種々の研究成果を還元している。また、静岡県や浜松市等の地方自治体への協力も行っている。例えば、エネルギーシステム部門はグリーン科学技術研究所と連携して、静岡県のエネルギー政策の立案に参加して政策「ふじのくにエネルギー総合戦略」

(<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-150/sogosenryaku/sakutei.html>) を取りまとめた。

添付資料 12-5 : ふじのくにエネルギー総合戦略

<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-150/sogesenryaku/sakutei.html>

【分析結果とその根拠理由】

地域連携のため、所属教員の専門分野をわかりやすく示している。博士課程学生の地元企業への就職を含めたキャリア支援を実施している。社会人の博士号取得を支援するための長期履修制度を整えている。地域住民に対する連携活動として、高度な研究成果をわかりやすく伝える活動等を実施している。また、共同研究や自治体への協力も行っている。以上より、地域社会への貢献に関する活動が十分になされていると判断する。

観点 12-1-③ 活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

地域企業と本大学院に所属する教員間で行われた共同研究の数を表 12-1 に示す。年々増加傾向にあり、本大学院教員の研究内容が、地域の企業に広く知られてきていることを示している。これらの研究成果は、共同研究先の地域企業に還元され、活用されている。

表 12-1 共同研究数

年度	県内	県内 拠点	県外	合計
H24	33	21	196	250
H25	30	18	181	229
H26	34	26	228	288
H27	30	20	188	238
H28	23	33	191	247
H29	39	29	190	258
H30	40	26	146	212

地域貢献として見ると、平成 29 年度修了生の就職決定者は 21 名である。このうち静岡県内への就職者は 4 割以上の 9 名である。

社会人学生に関しては、図 12-1 に示すように平成 24 年度から 30 年度は 8 人から 22 人の間で推移しており、6 年間の平均として全入学者数のおよそ 25% を占めている。

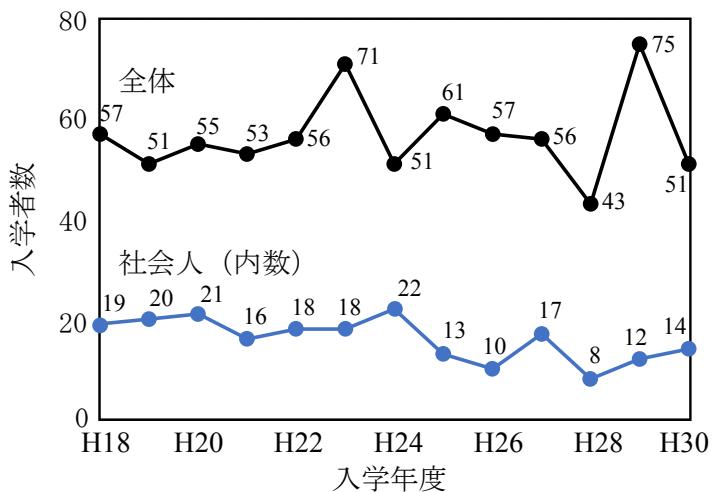


図 12-1 社会人の入学者数

また、「テクノフェスタ in 浜松」や「サイエンスカフェ in 静岡」は広く一般に認知されており、毎年多くの参加者がある。それらの行事のアンケート結果の満足度は概ね高く、市民に対する生涯教育の成果が上がっている。

【分析結果とその根拠理由】

人材育成に関しては、就職決定者の4割以上が静岡県内への就職となっており、本大学院が、博士人材を地域に排出する役割を果たしている。

社会人学生については、毎年相当数の地域の企業等の研究者が就業しながら、または休業して博士課程に入学しており、地域人材の社会人教育の場として、広く周知されていると判断できる。データが示すように、社会人の受入れは、極めて高い比率である。研究面では、を実施することで、地域貢献活動が適切に行われ、

地域住民との交流の場として、「テクノフェスタ in 浜松」や「サイエンスカフェ in 静岡」を毎年開催している。テクノフェスタ・イン・浜松は、毎年1万人を超す参加者を記録している。アンケート結果の満足度は概ね高く、市民に対する生涯教育の成果が上がっている。以上より、地域貢献活動の成果が上がっていると判断する。

観点 12-1-④ 改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

毎年「テクノフェスタ in 浜松」では、来場者にアンケートを実施して改善のための参考資料としている。「サイエンスカフェ in 静岡」においても、毎回アンケートを実施し、その結果をウェブサイトに

公開し、フィードバックがかかるよう工夫がされている。

研究面における改善の取組については、組織としては実施していないが、所属教員と共同研究企業との間で密接な打合せ等が行われている。

修了学生やその就職先の企業に対しては、大学としてアンケート調査を定期的に実施している（観点 6-2-②参照）。

添付資料 6-9：大学院修了生アンケート結果（「大学生活・学習」に関するアンケート）

添付資料 6-10：大学院修了生就職先企業等アンケート結果

【分析結果とその根拠理由】

地域と直接繋がるテクノフェスタ・イン・浜松及びサイエンスカフェ等では、アンケート結果を加味した改善のための取組が行われている。共同研究や受託研究においては、大学院に所属する教員が積極的に関与し、改善を図っている。修了生と就職先の企業に対して定期的にアンケート調査を行っている。以上より、改善の取組が適切に行われていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

多くの地元企業との共同研究を継続して実施していることや、地域住民に対する研究成果のフィードバックを定期的に行っていることは、地域貢献として大きな成果と言える。また、高度な能力を有する博士号を有する人材を地域企業に多く輩出している。総じて本大学院と地元自治体、企業、住民との連携は良好である。

【改善を要する点】

該当なし。

基準 13 国際化の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 13-1-① 学部等の教育の国際化の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が広く公表されているか。

【観点に係る状況】

「静岡大学の理念と目標」(<https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/pdf/manifesto.pdf>) である『自由啓発・未来創造』の中で、国際化に関して、以下のように述べられている。

「・・・（中略）・・・静岡大学の学生・教職員は、このような認識の下で、教育、研究、社会連携・产学連携、国際連携の柱として、「自由啓発」の理念を引き続き高く掲げ、共に手を携えて地域の課題、さらには地球規模の諸問題に果敢にチャレンジするとともに、人類の平和と幸福を絶えず追求し、希望に満ちた未来を創り出す「未来創成」に全力を尽くします。」

そのもとで、『国際連携の目標』を以下の通り設定している。

- 諸外国と学生・教職員の幅広い交流や留学生の積極的な受入れを通して、グローバルに活躍できる人材を育成し、大学の国際化を推進します。
- 地域社会に根ざした国際連携を推進し、地域と手を携えながら、地域社会とアジア、そして世界とをつなぐ、人や文化・産業の橋渡しの役目を果たします。

さらに、静岡大学教職員像 (https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/kyouin_k/index.html)において、国際連携に関して以下のように説明している。

2. 教職員は人類が蓄積してきた知と文化を継承しつつ、国際的感覚を備えた高い専門性と豊かな人間性を有する教養人を育成する。
5. 教職員は諸外国との交流や学生の海外派遣、留学生の受入れを通して大学の国際化に努めるとともに、地域社会と世界とをつなぐ、人や文化・産業の橋渡しの役目を果たす。

以上を踏まえ、中期計画の年度計画において、その実際の計画内容が細部にわたって記載されている。たとえば、平成 28 年度の計画 (http://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/pdf/2016/h28_plan.pdf)において、「4 その他の目標を達成するための措置 （1）グローバル化に関する目標を達成するための措置」の中の項目 【45】～【47】において以下のように計画が明示されている。

【45】 全学的な教育実施体制の下で、英語のみで修了できるコース等の増設や、国際共同教育プログラム等の国際的な流動性を高める教育プログラムを導入するに当たり、プログラム調査・整備の支援や海外留学支援（派遣・受入）等、教育のグローバル化に対応した教育環境づくりを推進する。

【46】 学生の海外留学及び外国人留学生に対する情報提供、新たな奨学制度の導入や留学しやすい環境整備等、推進体制を整備・充実させ、年間の海外留学者数を 500 名に、外国人留学生を 600 名に増加させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

【47】 海外交流協定大学等とともに形成している国際連携組織を中心に、国際教育研究プロジェクトを推進し、大学のグローバル化に活用する。

以上の方針と施策は、ウェブサイトを通して公開されている。

添付資料 1-1：静岡大学の理念と目標

添付資料 13-1：平成 25 年度 国立大学法人静岡大学 年度計画

http://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/pdf/05/h25_plan.pdf

添付資料 13-2：平成 26 年度 国立大学法人静岡大学 年度計画

http://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/pdf/05/h26_plan.pdf

添付資料 13-3：平成 27 年度 国立大学法人静岡大学 年度計画

http://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/pdf/05/h27_plan.pdf

添付資料 13-4：平成 28 年度 国立大学法人静岡大学 年度計画

http://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/pdf/2016/h28_plan.pdf

添付資料 13-5：平成 29 年度 国立大学法人静岡大学 年度計画

http://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/pdf/h29/h29_plan.pdf

【分析結果とその根拠理由】

教育の国際化ための目的と目標、及び教職員の使命は明確・明瞭に定められ、ウェブサイトを通して公開されている。

観点 13-1-② 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

観点 13-1-①に述べた年度計画のうち、項目【45】に対応するため、すべての専攻で英語のみで博士課程の修了が可能なカリキュラムを構築している。入試については、主に留学生を対象として、10月入学を毎年実施している。さらに、国外に居住している受験生に対しては、日本に来日することなく受験できる渡日前入試を実施している。

項目【46】に対応して、平成 24 年度から「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」に採択されたナノビジョン工学専攻と光・ナノ物質機能専攻が連携して申請した「中東欧・アジア地域国際連携教育プログラム」（平成 29 年度に 3 年間、各年 8 名の継続プログラムが採択）を実施して多数の留学生をこれらの地域から集めている（<http://gsst.shizuoka.ac.jp/gaiyo/aisatsu.html>）。また、この継続プログラムと連動して、留学生の入学金・授業料の不徴収等留学生支援を実施している。

環境リーダープログラムにおいても、平成 28 年度から継続して年間 4 名の枠で留学生に入学金・授業料の不徴収（免除）を設けている。また、一般の留学生に対する支援として、入学料や授業料の免除、RA 給与等の支給や日本語学習支援等、生活面からの支援も実施している。また、浜松キャンパスを中

心に、いくつかの専攻において、優先配置の獲得に伴う留学生の全面的な支援も実施している。さらに、主に静岡キャンパスを中心とした環境リーダープログラムにおいて、入学料・授業料不収の制度を実施しており、平成 22~26 年度に 25 名の留学生を選出して経済支援を実施し、平成 28 年度からは学内措置により年 4 名に支援している。

また項目【47】に関連して、この活動を支援するために、ナノビジョンサイエンス部門・ナノビジョン工学専攻を軸として、1990 年代後半~2000 年代初頭に中東欧の主要大学との間で次々と大学間協定交流協定を締結した。また、近年ではアジア各国の主要大学とも大学間交流協定を締結し、学生教員の相互訪問や共同研究、DDP 制度による博士課程学生の受入れ等を積極的に行ってきました。平成 30 年 5 月の時点では、大学間協定は 53 件、うち DDP 締結校は 17 件である。表 13-1 は、平成 24 年度以降の大学間協定（20 件）を示す。そのうち、いくつかの協定校とは DDP を継続的に実施することで、国際化に対応可能な組織体制をより一層整備している。また、部局間協定のうち、当大学院に関するものは 1 件（ダッカ大学物理学・化学・生物学・薬学・先端研究センター、バングラデシュ、平成 20 年 2 月）である。

表 13-1 大学間協定校一覧（平成 24 年度以降）

大学名 (※: DDP 締結校、#: 本大学院が責任部局)	国あるいは地域	締結年月
スリ・ラマサミー・メモリアル (SRM) 大学 (※、#)	インド	H25 年 3 月
国立台北科技大学 (#)	台湾	H25 年 8 月
タラス・シェフチェンコ・キエフ国立大学 (※、#)	ウクライナ	H25 年 9 月
サンクトペテルブルグ国立工業大学 (※)	ロシア	H25 年 9 月
バンズ工科大学	インドネシア	H25 年 10 月
ペラデニア大学	スリランカ	H25 年 12 月
ハノイ国家大学外国語大学	ベトナム	H26 年 11 月
キングモンクット工科大学トンブリ校	タイ	H27 年 3 月
チェンマイ大学	タイ	H27 年 4 月
カウナス工科大学 (※)	リトアニア	H27 年 10 月
カールスルーエ工科大学 #	ドイツ	H27 年 11 月
マレーシア工科大学	マレーシア	H27 年 12 月
ティラーズ大学 #	マレーシア	H27 年 12 月
ベトナム教育訓練省国際教育開発局	ベトナム	H28 年 7 月
マレシアアプトラ大学	マレーシア	H28 年 12 月
ウクライナ国立技術大学	ウクライナ	H29 年 1 月
シーナカリンウイロート大学	タイ	H29 年 2 月
インド工科大学ハイデラバード校 (#)	インド	H29 年 3 月
モルドバ国立大学 (#)	モルドバ	H29 年 6 月
トゥン・フセイン・オン・マレーシア大学 (※、#)	マレーシア	H29 年 8 月

また、静岡大学が中心となって、国際会議インターラクティアカデミア (IA) を提案し、2002 年に初めてコメニウス大学にて 4 協定大学の参加を得て開催して以来、表 13-2 に示すように、毎年協定大学が幹事大学となって国際会議を開催しており、この間に、学生教員の相互訪問や DDP の実現等、大学間国際交流の実質化に大きな成果を上げて来た。

表 13-3 に、本大学院における国際的活動に関する委員会の主なものをまとめた。それぞれの委員会が中心となり、実行委員会をそれぞれ設けて活動を行っている。

表 13-2 IA 開催履歴

開催年	幹事大学	開催地	参加者
第 1 回 (2002)	Comenius University	Bratislava, Slovakia	67
第 2 回 (2003)	Warsaw University of Technology	Warsaw, Poland	59
第 3 回 (2004)	Budapest University of Technology and Economics	Budapest, Hungary	82
第 4 回 (2005)	Wuppertal University	Wuppertal, Germany	72
第 5 回 (2006)	Alexandra Ioan Cuza University	Iasi, Romania	127
第 6 回 (2007)	Shizuoka University	Hamamatsu, Japan	195
第 7 回 (2008)	Budapest University of Technology and Economics	Pecs, Hungary	90
第 8 回 (2009)	Warsaw University of Technology	Kazimierz, Poland	90
第 9 回 (2010)	Riga Technical University	Riga, Latvia	130
第 10 回 (2011)	Alexandru Ioan Cuza University	Sucevita, Romania	90
第 11 回 (2012)	Obuda University	Budapest, Hungary	90
第 12 回 (2013)	Sofia University	Sofia, Bulgaria	61
第 13 回 (2014)	Riga Technical University	Riga, Latvia	160
第 14 回 (2015)	Shizuoka University	Hamamatsu, Japan	140
第 15 回 (2016)	Warsaw University of Technology	Warsaw, Poland	140
第 16 回 (2017)	Alexandru Ioan Cuza University	Iasi, Romania	81
第 17 回 (2018)	Kaunas University of Technology	Kaunas, Lithuania	86

表 13-3 国際活動に関する委員会

委員会	実績（会議・交流）	学生の受入
インターラカデミア実行委員会	IA（毎年）	DDP、国費優先配置
インドネシア大一静大交流委員会	ICNERE（2012, 2014, 2016, 2018 浜松） QiR（2013,2015,2017）	DDP、国費優先配置 政府派遣（インドネシア RESET P）
インド協定大学交流実施委員会	ICONN（2013,2015,2017） IITH（コンソーシアム、アカデミックフェア）	DDP、国費優先配置 さくらサイエンスプラン
超領域分野における国際的若手人材育成プログラム育成委員会	3 部局・超領域シンポジウム（毎年）	ABP 修士受入 【派遣】Erasmus+

また、「超領域分野における国際的若手人材育成プログラム」について、超領域の 3 分野（光応用・イメージング、環境・エネルギー・システム、グリーンバイオ科学）を設定し、国際的に活躍できる若手研究者の育成を推進している（<http://gsst.shizuoka.ac.jp/torikumi/wakate/>）。毎年、各超領域分野に関する外国人を招聘して、国際会議を開催したり、若手研究者の国際共同研究等を支援したりしてきた。最近では、国際シンポジウム「The 5th International Symposium toward the Future of Advanced Researches in Shizuoka University」（平成 31 年 3 月 6 日）を静岡キャンパスにて開催した。

文科省科学技術振興調整費によるプロジェクト「若手グローバル研究リーダー育成プログラム」（平成 20～24 年度）（<http://www.shizuoka.ac.jp/tenure/grl.html>）が実施された。これは、若手研究者育成のためのティニアトラック制度の導入を軸とするシステム構築のためのプロジェクトであった。ポストは国

際公募として、採用審査等は国内外の国際的な専門家を含めて行うなど、国際性に配慮したプロジェクトであった。現在も、テニュアトラック制度を継続実施している。

添付資料 13-6 : Inter Academia ウェブサイト <http://iac.icsu.shizuoka.ac.jp/>

添付資料 13-7 : 超領域分野における国際的若手人材育成プログラム 平成 26 年度～平成 27 年度特別研究経費プログラム(プロジェクト分)報告書
<http://gsst.shizuoka.ac.jp/torikumi/wakate/docs/f-report.pdf>

添付資料 13-8 : The 5th International Symposium toward the Future of Advanced Researches in Shizuoka University 2019 プログラム <http://www.shizuoka.ac.jp/news/detail.html?CN=5367>

添付資料 13-9 : 若手グローバルリーダー育成プログラム <http://www.shizuoka.ac.jp/tenure/grl.html>

添付資料 13-10 : 静岡大学テニュアトラック制度の推進体制

【分析結果とその根拠理由】

国際共同研究や国際会議を毎年開催し、研究の国際化を図っている。また、IA、DDP や協定校とのインターネット講義等を通じて、世界をリードする教育研究機関と教育・研究の国際連携を図る努力している。従来から東欧の大学とは DDP 等の高等教育での国際的取組があり、緊密な関係を維持しているのが特色である。さらに、この 5 年間ではアジアの大学との大学間協定を精力的に増やしており、DDP 等のより親密な交流が期待できる。これらの事から、教育の国際化の目的と計画に基づいた活動が期待を大きく上回って実施されていると判断する。

観点 13-1-③ 活動の実績や学生の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

多くの留学生が渡日前入試や 10 月入学制度で入学しており、IA やナノエレクトロニクス国際セミナーを通じて本大学院に入学する学生も実績が出始めている。外国人留学生に対する支援体制も充実しており、多くの外国人留学生が在籍している。さらに、東欧及び東南アジアを中心とした大学間協定の締結や DDP の実施により、外国人留学生の受入と日本人学生の海外派遣を実現している。留学生の入学状況は、図 13-1 の通りである。

また、DDP 協定校からの受入数は、開始から 39 人を数える（表 13-5）。平成 24 から 29 年度で 28 人であり、順調に増加している。

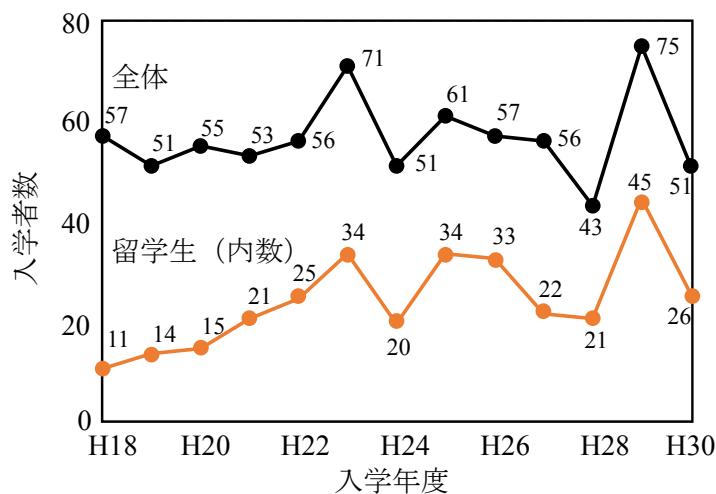


図 13-1 外国人留学生の推移

表 13-5 年度別国別 DDP 学生数

国名	大学名	協定締結	受入数	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
インドネシア	インドネシア大学	2010	8				3	1	1	1	1	1		
韓国	慶北大学校	2010	1				1							
韓国	釜山大学校	2010	1					1						
中国	中国科学院プラズマ物理研究所	2010	3					1	1		1			
ドイツ	ブラウンシュバイク工科大学	2010	1										1	
ベラルーシ	ゴメル国立大学	2008	5	1		2				1	1			
ポーランド	ワルシャワ工科大学	2006	3			1		1		1				
ルーマニア	アレクサンドル・アイオアン・クザ大学	2007	2	1			1							
ブルガリア	ソフィア大学	2012	0											
ラトビア	リガ工科大学	2014	1								1			
インド	スリ・ラマ・サミー大学	2014	10								2	2	2	4
ロシア	サンクトペテルブルグ工業大学	2014	1								1			
リトアニア	カウナス工科大学	2015	1										1	
ウクライナ	タラス・シェフチェンコ・キエフ国立大学	2015	0											
マレーシア	University TUN Hussein Onn Malaysia	2017	2										2	
	計		39	2	0	3	6	4	1	4	6	3	5	5

さらに、環境リーダー育成プログラムにおけるアジア諸国からの留学生 5 人がおり、特徴ある構成となっている。

学生の支援に関しては、浜松の伝統である光・電子の研究活動が認められ、本大学院が 2006 年度に国費留学生の優先配置プログラムに採択されて以来、これまでナノビジョン工学専攻と光ナノ・物質機能専攻の 2 専攻で毎年 5 人程度の国費留学生の優先配置を実施してきた。そして、2011 年度の実績評価により、平成 24 年度渡日の国費留学生優先配置プログラムの継続実施が認められた。さらに、これまで

のプログラムの終了の次年度の平成 28 年度に新規の国費留学生の優先配置プログラムが継続して採択され、現在継続中である。この新規の優先配置プログラムでは、浜松の専攻は 4 専攻（ナノビジョン工学専攻と光ナノ・物質機能専攻、情報科学専攻、環境・エネルギー・システム専攻）に拡大された。これに伴い、英語だけの単位修得コースも設置し、定着している。また、一般枠の国費留学生を含め、国費留学生と同数程度の私費留学生を受け入れてきた。

また、文科省振興調整費「若手グローバル研究リーダー育成プログラム」が、平成 25 年の事後評価において A 評価を受けた（<http://www.shizuoka.ac.jp/tenure/index.html>）。

添付資料 4-2：環境リーダープログラム関連資料

添付資料 13-9：若手グローバルリーダー育成プログラム <http://www.shizuoka.ac.jp/tenure/grl.html>

【分析結果とその根拠理由】

IA については 2002 年以来毎年開催している。また、インターナショナルアカデミー（IAA）を平成 26 年から 3 回開催した。インターネットインタビュー等の入試制度は、本大学院設置当時から継続しており、上述の国際会議を契機にした留学生の受入の実績もある。また、優先配置・DDP プログラムも拡大しており、それによる博士課程学生の受入と派遣を実施している。学生の受入においては、各年次とも定員並びに日本人学生に対してバランスよく留学生を受け入れ、かつ DDP 制度による派遣、受入が順調に伸びており、国際交流活動が活発に行われており、組織的な成果は非常に上がっている。これらの成果から、活動の成果が全体として上がっていると判断する。

観点 13-1-④ 改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

教育の国際化に向けた活動結果を教育の質の向上や改善に結びつける継続な取組としては、東欧を中心とした大学間協定及び DDP の継続と同時にアジア地域での DDP を含む大学間協定の増加のための取組が主である。

【分析結果とその根拠理由】

教育の国際化に向けた活動の成果は年々上がってきている。とくに、前回の国費留学生の優先配置プログラムの終了に続いて新規の国費優先配置プログラムの採択、DDP の継続・拡大、ナノバイオ科学分野の修士、博士課程進学者の早期発掘促進プログラムの実施、また、環境リーダープログラムの学内措置としての継続等、外国人学生の受入実績については確実に発展していると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

多くの国際交流あるいは国際共同研究の実施や国際会議の開催に積極的である。また、インターネットインタビュー等の外国人留学生に配慮した入試制度や入学後の支援制度が整っている。学生の受入においては、平成 18 年度に開設以降、留学生をバランスよく受け入れるとともに、協定校との DDP 制度の導入や単位互換制度を制定していること、さらに、環境リーダー育成プログラム、国費優先配置プログラム等において成果が上がりつつあることは、教育面での国際交流活動を活発に行う上で非常に優れている。また、超領域分野では、毎年 1、2 回のペースで超領域国際シンポジウムを開催、さらに国際シンポジウムを創造大学院、電子工学研究所、グリーン科学技術研究所らとの共同で毎年 1 回開催しており、学内での学際的共同研究の発展を促進してきた。現時点で 10 年以上継続している東欧を中心とした協定校の拡大及び DDP 等の制度のここ 5 年間の充実により、大きな発展が期待できる。

【改善を要する点】

特に改善を要する点はない。予算の確保の継続的取組と協定校同士の継続的連携の 2 点についてより考慮するとさらによりよくなると思われる。

付 錄

自己評価 基準と観点 一覧

付録：自己評価 基準と観点 一覧

実施組織：学部・研究科

基準		観点		留意点・指標・関係法令等
【基準1】 組織の目的	[1-1]学部・研究科等の目的(使命、教育研究活動を展開する上の基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等)が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。	1-1-① (学士課程) 学部等の目的(学科又は課程等の目的を含む。)が、学部規則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。		<ul style="list-style-type: none"> 「目的」の周知・公表については「基準10」で分析。 目的とは、「学部等の使命、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、及び養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等」をいう。 「大学一般に求められる目的に適合しているか」については、目的そのものが学校教育法に規定された目的に適合しているかを分析。 ・学校教育法第83条 ・大学設置基準第2条
		1-1-② (大学院課程) 研究科等の目的(専攻等の目的を含む。)が、研究科規則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。		<ul style="list-style-type: none"> 「大学院一般に求められる目的に適合しているか」については、目的そのものが学校教育法に規定された目的に適合しているかを分析。 ・学校教育法第99条 ・大学院設置基準第1条2
【基準2】 教育研究組織構成	[2-1]教育研究に係る基本的な組織構成(学科、専攻、その他の組織の実施体制)が、学部・研究科等の目的に照らして適切なものであること。 [2-2]教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-1-① (学士課程) 学科の構成(学科以外の基本的な組織を設置している場合には、その構成)が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。		<ul style="list-style-type: none"> ・学科等の構成(組織、規模内容等)が、学士課程における教育研究の目的と整合性がとれているか分析。 ・分析に当たっては、学科等の種類とその概要を明示。 ・教員の編成は「基準3」で、教育課程は「基準5」で分析。 ・大学設置基準第3条～6条
		2-1-② (大学院課程) 専攻の構成(専攻以外の基本的な組織を設置している場合には、その構成)が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。		<ul style="list-style-type: none"> ・専攻、課程等の構成(組織、規模内容等)が、大学院課程における教育研究の目的と整合性がとれているかを分析。 ・学内の附置研究所や他大学院等と協力して実施している場合には、その連携体制や協力体制を分析。 ・分析に当たっては、専攻、課程等の種類とその概要を明示。 ・大学院設置基準第6条、7条、7条2、7条3
		2-1-③ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。		<ul style="list-style-type: none"> ・教育学部「教育学部附属教育実践総合センター」、理学部「理学部附属放射科学教育研究推進センター」、工学部「次世代ものづくり人材育成センター」、農学部「農学部附属地域フィールド科学教育研究センター」等を想定。
【基準3】 教員及び教育支援者等	[2-2]教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-2-① 教授会・学科会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。 また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。		<ul style="list-style-type: none"> ・教授会・学科会・教務委員会等の役割(審議事項)、構成、人的規模やバランス、他委員会等の連携、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等及び活動状況が確認できる資料等により分析。 ・会議開催回数も1つの側面であるが、具体的な審議内容等により実質的な活動が行われているかを分析。 ・大学院についても同様に分析。 ・学校教育法施行規則第143条
		3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。		<ul style="list-style-type: none"> ・教員が所属する教員組織及び学部・研究科等の兼務状況について分析。(教員所属組織である「学術院」と学部・研究科等の教育組織の「主担当」「副担当」の状況を示す。) ・附置研究所や他大学等と協力して教育活動を行っている場合には、その連携体制・協力体制を分析。 ・学部と大学院が異なる教員組織編制を有する場合は、各々の組織を分析。 ・それぞれの教員組織における責任体制(学部長・学科長等)について分析。 ・大学設置基準第7条2 ・大学院設置基準8条2
		3-1-② (学士課程) 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。		<ul style="list-style-type: none"> ・学部等の目的に照らした必要性を満たす教員数が確保され、適切に配置されているか分析。助手や非常勤講師等の配置状況を分析。 ・教員数が法令(大学設置基準第13条別表第一・第二)に適合しているか分析。 ・主要科目の常勤と非常勤のバランスについて分析。 ・授業を担当しない教員は、専任教員数に含めない。 ・大学設置基準第10条、13条 ・教員の配置状況については、所属学術院と「主担当」「副担当」の別を職位(教授、准教授等)ごとに数を表として作成。
	[3-1]教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。	3-1-③ (大学院課程) 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。		<ul style="list-style-type: none"> ・研究科等の目的に照らした必要性を満たす教員数が確保され、適切に配置されているか分析。 ・専攻ごとに「研究指導教員数」「研究指導補助教員数」を「所属学術院・職位別」に明記。 ・教員数が法令(大学院設置基準第9条、第9条2等)に適合しているか分析。 ・専門職学位課程の専任教員の一部を学士課程・大学院課程の専任教員に算入している場合は、その状況を分析。 ・大学院設置基準第8条、第9条、第9条2 ・大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数(平成11年9月14日文部省告示第175号)

付録：自己評価 基準と観点 一覧

	3-1-④	学部・研究科等の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。	<p>【分析観点の例】：年齢及び性別構成のバランスへの配慮、女性教員採用に関する数値目標の設定、出産や育児等と教育研究を両立させるための制度や体制整備、外国人教員の確保、任期制・公募制・テニュア制度・サバティカル制度・優秀教員評価制度等の導入、等 ・上記措置はあくまで例示。学部・研究科等の目的に照らして、教員活動をより活発化するための措置が講じられているかを分析。 ・大学設置基準第7条3 ・大学院設置基準第8条5</p>
[3-2]教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。	3-2-①	教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。	<p>・「適切な運用」という点に関しては、教員の採用や昇格等に際し、指導能力の評価をどのように実施しているかを含めて分析。 ・大学設置基準14~17条 ・大学院設置基準第9条</p>
[3-3]教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。	3-2-②	教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。	<p>・教員の「教育」及び「研究」活動に関する評価が継続的(定期的)に行われているかを分析。 ・評価結果を、個々の教員の処遇や教育・研究費配分等に反映させている状況を分析。 ・学生による授業評価及びそれによる授業改善は、基準8-1~③で分析。(授業評価を教員業績評価に反映させることを妨げるものではない) ・国立大学法人静岡大学教職員人事評価実施規程</p>
【基準4】学生の受入	3-3-①	教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。	<p>・教育課程を展開する上で、学部・研究科等の目的等に照らして、必要な教務関係や厚生補導等を担う事務職員(総務・財務等の事務職員は含めない)、教育活動の支援や補助等を行う技術職員等の配置状況を分析。 ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置、TA等の教育補助者の配置状況及び活用状況を分析。</p>
[4-1]入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。	4-1-①	入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)が明確に定められているか。	<p>・入学者受入方針では、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を示すことが必要。 ・「求める学生像」においては、入学に際し必要な基礎学力についての記述が望ましい。 ・公表・周知に関しては「基準10」で分析。 ・大学院を有する場合は同様に分析。</p>
	4-1-②	入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。	<p>・「入学者選抜の基本方針」に沿って適切な選抜方法(一般選抜、特別選抜、学力検査、面接等)を採用しているか分析。特に特別選抜(推薦・AO等)において、入学者受入方針に沿った受入方法を採用しているか分析。 ・秋季入学、留学生、社会人、編入学生の選抜についても同様に分析。留学生、社会人、編入学生の受入方針を別に定めている場合は、それに基づいて分析。 ・大学院についても同様に分析。</p>
	4-1-③	入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。	<p>・体制の整備状況(組織の役割・構成・人的規模・バランス、組織間の連携・意思決定プロセス・責任の所在等)の視点から分析。 ・大学院についても同様に分析。</p>
	4-1-④	入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。	<p>・検証するための組織や取組状況等について分析。 ・上記での検証結果を、実際にどのように反映させたか、具体的な改善例を用い分析。 ・大学院についても同様に分析。</p>
[4-2]実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。	4-2-①	実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。	<p>・過去5年間の入学定員、志願者数、合格者数、入学者数等を分析。 ・入学定員充足率(過去5年平均値)が、学科・専攻等レベルで「1.3倍以上・0.7倍未満」の場合は、その適正化を図る取組がなされているかを分析。 ・実入学者数には秋季入学者や定員外で文科省等から特別措置がされている国費・外国政府派遣留学生等を含める。 ・大学院を有する場合は同様に分析。 ・各学部・学科に在籍している学生のうち、地域創造学環(教育プログラム)の課程を履修している学生数を内数として別記する。</p>
【基準5】教育内容及び方法	5-1-①	教育課程方針が、学位授与方針と整合性をもっており、教育課程の編成の方針、当該教育課程における学習方法、学習過程、学習成果の評価の方針を具体的に示しているか。	<p>・教育課程の内容が学位授与方針ときちんと整合しているかを分析。学環プログラム履修学生に学士(学術)を授与している学部・学科においては、学士(学術)に関するものは除く。 ・学校教育法施行規則第165条2</p>
(学士課程) [5-1]教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること。	5-2-①	教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)が明確に定められているか。	<p>・教育課程の編成・実施方針とは、教育課程の編成及び実施方法に関する基本的な考え方をまとめたものといふ。 ・教育課程の編成・実施方針という名称を用いることにこだわるものではなく、明確に定められているかを分析。 ・大学設置基準第19条</p>
(学士課程) [5-2]教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)が明確に定められ、それに基づいて教	5-2-②	教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。	<p>・教育の目的や授与される学位名に照らして、それにふさわしい教育効果が見込める教育課程、授業科目、授業内容になっているか分析。 ・【分析観点の例】：初年次教育の実施、教養教育と専門教育のバランス、必修科目や選択科目等の配当 等。</p>

付録：自己評価 基準と観点 一覧

		<p>育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対して、大学としてどのように捉え、教育課程の編成や授業科目の内容に配慮しているかを分析。 - 【分析観点の例】：社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための配慮、授業科目への学術の発展動向(担当教員の研究成果を含む)の反映、他学部の授業科目の履修、インターナーシップによる単位認定、編入学や秋期入学への配慮、修士(博士前期)課程教育との連携、国内外の他大学との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入 等。 - 大学設置基準第42条2
<p>(学士課程) [5-3]教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。</p>	5-2-(3)	教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。	<ul style="list-style-type: none"> - 教育の目的に照らして十分な教育効果が得られるように、授業形態(講義、演習、実験、実習等)の組合せ・バランスが適切なものになっているかを分析。 - 各科目で教育効果を高めるための適切な工夫が行われているかを分析。 - 【分析観点の例】：少人数授業・対話・討論型授業、PBL型授業、フィールド型授業、講義や実験等の併用型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、TAの活用 等。 - 大学設置基準第24条、第25条
	5-3-(1)	教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。	<ul style="list-style-type: none"> - 1年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35週確保されているか。各授業科目の授業が、10週又は15週にわたる期間を単位として行われているかを分析。 - 学生の主体的な学習を促し、必要な学習時間を確保するよう取組がなされているかを分析。 - 【分析観点の例】：授業時間外の学習時間の確保、主体的学習を促すための組織的な履修指導、シラバスによる準備学習の指示、レポート提出や小テストの実施、履修科目の登録上限の設定 等。 - 大学設置基準第21条、第22条、第23条、第27条、第27条2
	5-3-(2)	単位の実質化への配慮がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> - シラバスに「講義目的」「各回ごとの授業内容」「成績評価方法・基準」「準備学習等についての具体的な指示」等が明記されているかを分析。 - 学生の活用状況(科目選択・準備学習に利用)等を分析。 - 大学設置基準第25条2
	5-3-(3)	適切なシラバスが作成され、活用されているか。	<ul style="list-style-type: none"> - 指導学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。 - 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。 - 夜間ににおいて授業を実施している課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間生コース))を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。(人文社会科学部のみ)
	5-4-(1)	学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)が明確に定められているか。	<ul style="list-style-type: none"> - 学生が身に付けるべき資質、能力の目標を具体的かつ明確に示しているか。 - 学位授与方針という名称を用いることにつだわるものではなく、明確に定められているかを分析。 - 大学設置基準第32条
<p>(学士課程) [5-4]学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。</p>	5-4-(2)	成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> - 成績評価基準に成績評価方法(例:「授業の出欠状況」「レポート」「中間テスト」「最終試験」の組合せにより、成績を判定等)も策定されているかを分析。 - GPA制度を実施している場合には、その実施状況も分析。 - 学生への周知方法について分析。
	5-4-(3)	成績評価等の客觀性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。	<ul style="list-style-type: none"> - 組織的な措置について分析。 - 【分析観点の例】：成績評価分布のガイドライン(「優」をクラスの30%程度とするなど)の策定、成績評価の妥当性の事後チェック(偏りの点検)、GPAの進級判定への利用、異議申立てを受ける制度、答案の返却、模範解答あるいは採点基準の提示 等。
	5-4-(4)	学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> - 学位授与方針に従って、卒業認定基準が、卒業に必要な修得単位数を含めて、組織として適切に策定されているかを分析。 - 卒業認定基準を、学生に対し、適切な方法で周知を図っているかを分析。 - 卒業認定について、厳格性や一貫性の確保の面も含めて分析。 - 大学設置基準第32条
	5-5-(1)	教育課程方針が、学位授与方針と整合性をもっており、教育課程の編成の方針、当該教育課程における学習方法、学習過程、学習成果の評価の方針を具体的に示しているか。	<ul style="list-style-type: none"> - 教育課程の内容が学位授与方針ときちんと整合しているかを分析。 - 学校教育法施行規則第165条2
<p>(大学院課程) [5-5]教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること。</p> <p>(大学院課程) [5-6]教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。 ※基本的に各観点ともに、学士課程に準じて分析を行う</p>	5-6-(1)	教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。	<ul style="list-style-type: none"> - 大学院設置基準第11条
	5-6-(2)	教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。	<ul style="list-style-type: none"> - 大学院設置基準第11条、第12条
	5-6-(3)	教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。	<ul style="list-style-type: none"> - 【分析観点の例】：授業科目への学術の発展動向(担当教員の研究成果を含む)の反映、外国语による授業の実施、他研究科の授業科目の履修、他大学院との単位互換、インターナーシップによる単位認定等、秋期入学への配慮等。 - 大学院設置基準第14条の3

付録：自己評価 基準と観点 一覧

(大学院課程) [5-7]教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等(研究・論文指導を含む。)が整備されていること。 ※基本的には各観点ともに、学士課程に準じて分析を行う	5-7-①	教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。	・分析観点の例】少人数授業、対話・討論型授業、事例研究型授業、フィールド型授業、講義や実験等の併用型授業、多様なメディアを高度に利用した授業 等。 ・大学院設置基準第15条	
	5-7-②	単位の実質化への配慮がなされているか。	・大学院設置基準第15条	
	5-7-③	適切なシラバスが作成され、活用されているか。	・大学院設置基準第14条2	
	5-7-④	夜間において授業を実施している課程(夜間大学院や教育方法の特例)を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。	・「教育方法の特例」とは、大学院の課程において、通常昼間の時間帯に実施される教育課程に加え、職業を有する社会人学生などへの配慮として、教育上特別の必要があると認められる場合に、夜間その他特定の時間又は時期において授業や研究指導を行うことができるという措置をいう。	
	5-7-⑤	大学院課程においては、研究指導、学位論文(特定課題研究の成果※)を含む。)に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。		
(大学院課程) [5-8]学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。 ※基本的には各観点ともに、学士課程に準じて分析を行う	5-8-①	学位授与方針が明確に定められているか。	・大学院設置基準第16条、17条	
	5-8-②	成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。	・大学院設置基準第14条2第2項	
	5-8-③	成績評価等の客觀性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。		
	5-8-④	大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。	・「学位論文に係る評価基準」(特定課題研究の成果も同様)とは、どのような内容・体裁の論文を「可」とするか、定めたもの。学位論文の「審査手順」「提出要件(査読付論文〇報)」等ではないことに留意。 ・審査体制の構築(組織の役割、組織的的人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等)や審査に至るまでの手続きについて整備状況や当該審査体制の下で、適切に学位論文の審査、及び修了認定が行われているかを分析。 ・大学院設置基準第14条の2第2項	
	5-9-①	学位授与方針を参照しつつガイダンスが実施され、学生のニーズに則した履修指導や学習相談の体制が整備されているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生を受け入れている場合の適切な学習支援が実施されているか。	・ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに沿った履修ガイドライン、履修指導の実施状況の分析。 ・履修登録期間時など学生のニーズに応じた履修相談の実施状況、日常的な学習相談、学修支援の状況の分析。	
[5-10]教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客觀的に実施されていること。	5-10-①	教育課程方針に基づいて、成績評価基準を学生に周知しており、その基準に従って成績評価、単位認定を実施しているか。また、厳格かつ客觀的な成績評価を実施するため、成績評価の適切性の確認や異議申し立ての仕組みを組織的に設けているか。	・各授業科目のシラバスにおける成績評価基準の記載状況と成績評価・単位認定状況を分析。 ・成績評価の適切性の確認状況を分析。 ・異議申し立ての仕組みの設置・活動(?)状況の分析。	
【基準6】 学習成果	[6-1]教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。	6-1-①	各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業(修了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。	・学生の在学中における状況から学習成果を分析。 ・過去5年分程度の学部・研究科ごとの「標準修業年限卒業(修了)率」及び「標準修業年限×1.5年内卒業(修了)率」については別添参照。 ・大学院についても同様に分析。
	[6-1-②]	学習の達成度や満足度に関する学生からのアンケートの結果等から判断して、学習成果が上がっているか。	・学生アンケート結果、学生懇談会、学習ポートフォリオ等を踏まえて学習成果を分析。 ・大学院についても同様に分析。	
	[6-2-①]	就職や進学といった卒業(修了)後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。	・過去5年分程度の学部・研究科ごとの「進学率」「就職率(就職者数/卒業(修了)者数)」「就職希望者就職率(就職者数/就職希望者数)」による分析。 ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)による分析。 ・大学院についても同様に分析。	
	[6-2-②]	卒業(修了)生や、就職先等の関係者からのアンケートの結果から判断して、学習成果が上がっているか。	・卒業(修了)生や、就職先等の関係者からのアンケート等の結果を踏まえて学習成果を分析。 ・把握している根拠資料・データの中から、間接的又は部分的であっても、状況が客觀的に裏付けられるものを示しつつ分析。 ・大学院についても同様に分析。	
	[6-2-③]	教育の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られているか。	卒業又は修了時の状況、並びに卒業又は修了後一定期間経過後における関係者への調査の状況など、学習成果の状況を把握する取り組みの結果に基づき、学位授与方針に明示する学習成果を分析。	
【基準7】 施設・設備及び学生支援	[7-1]教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。	7-1-①	教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。	・学部等において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、機能しているかを分析。 ・学生のニーズ及びその対応状況について分析。 ・ICT環境については、観点7-1-②において分析。
	[7-1-②]	教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。	・教職員及び学生が授業内外において簡単にインターネットに接続できる環境の整備状況を分析。 ・大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境の整備状況や活用状況を分析。 ・ICT環境に対する学生のニーズや利用満足度が把握されなければ、その資料・データを用いて分析。	

付録：自己評価 基準と観点 一覧

	7-1-③	自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的学習環境が効果的に利用できるような状態になっているかを分析。 ・自主的学習環境に対する学生のニーズや利用満足度が把握されていれば、その資料・データを用いて分析。 ・【分析観点の例】：自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用 等。 ・大学院を有する場合は同様に分析。
	7-2-①	授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイダンス等の内容や実施状況に加え、実施後の効果面を含めて分析。 ・大学院を有する場合は同様に分析。
	7-2-②	学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。 また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援に関する取組の状況のみならず、学生のニーズの把握状況について分析。 ・【分析観点の例】：オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制 等。 ・「特別な支援を行うことが必要と考えられる学生」としては、例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。 ・特別な支援を行うことが必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、各学部等固有の事情等に応じて学習支援を行つことのできる状況にあるかについて分析。
	7-2-③	学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・課外活動施設設備の整備、及び運営資金や備品貸与等の支援の両面において分析。
	7-2-④	生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。 また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の生活相談、健康相談、進路相談、各種ハラスメントの相談・助言体制の整備状況を分析 ・学生のニーズの把握状況についても分析。 ・各種相談・助言体制については、組織の役割、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等が確認できる資料・データを用いて整備状況を分析。 ・生活支援等に関する利用満足度等が把握されていれば、その資料・データを用いて分析 ・「特別な支援を行うことが必要と考えられる学生」としては、例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。分析の際は、人数等を把握した上で、各学部等固有の事情等に応じて行われている生活支援の実施状況について分析。 ・学校教育法第12条 ・大学設置基準第42条、第42条2
	7-2-⑤	学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・各学部等固有の事情等に応じて学生の経済面の援助が適切に行われているかについて分析。 ・奨学生制度等に関する情報の学生への周知状況について分析。 ・奨学生制度等の整備状況に加え、利用実績等について分析。 ・学部・研究科独自の自己収入(寄附金等)があれば、その獲得状況を分析。 ・経済面の援助に関する学生のニーズの把握状況についても分析。 ・留学生に対して、特別の援助を実施している場合については、その実施状況を分析。 ・大学院を有する場合は同様に分析。
【基準8】 内部質保証システム	8-1-①	【重点項目】 大学の内部質保証に係る基本的考え方方に則して、内部質保証に係る体制が明確に規定されていること。	教育研究活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育研究活動等の質の改善及び向上に継続的に取り組むための内部質保証に係る体制が整備されているか否かについて、学内における責任体制が明確に規定されていることを中心として、確認し判断。
[8-1]【重点評価項目】教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るために体制が整備され、機能していること。	8-1-②	【重点項目】 大学の内部質保証に係る基本的考え方方に則して、内部質保証のための手順が明確に規定されていること。	教育研究環境に係る事項及び教育課程とその学習成果について、大学としてその状況を把握し、改善及び向上に結びつける取組が継続的に実施されるために必要な手順が組織として明確化され、共通に認識されているか。
	8-1-③	【重点項目】 内部質保証が有効に機能していること。	自己点検・評価によって確認された問題点が改善され、また伸びるべき特長がどのように伸長されたかを具体的に確認。
	8-2-①	教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行つたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること。	教育研究上の基本組織の新設や変更等の重要な見直しを行つたり、大学の内部質保証活動の一環として当該見直し事項の適切性等に関する検証を行う仕組みを有しているか。

付録：自己評価 基準と観点 一覧

		[8-2]教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るために取組が適切に行われ、機能していること。	8-2-(2)	組織的に、教員及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること。	教員の採用、昇任に係る規定(教員としての教育上、研究上及び必要とするその他の能力に関する内容を含む。)の整備、教員の質を維持、向上させるための教員評価の仕組み、並びに教育能力を向上させるための組織的取組の状況を分析して、大学の内部質保証活動の一環として教員組織の機能が適切に維持されているか否かを判断。 また、教育研究活動を支援する職員や教育支援者及び教育補助者への研修の実施などにより、これらの者の質を維持、向上させるための組織的取組の状況を確認。
【基準9】 財務基盤及び管理運営	[9-1]管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。	9-1-(1)	管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持つているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。		・管理運営組織及び事務組織の状況について、その役割や人員の配置状況等を示しつつ、規模や機能状況を分析。 ・危機管理体制に係る体制は、予期できない外的環境の変化等への対応、構成員への法令遵守や研究者倫理等を含めた危機管理等に対応する体制や組織整備状況を分析。 ・学校教育法第92条
		9-1-(2)	学部・研究科等の構成員(教職員及び学生)、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。		・教職員及び学生、その他学外関係者からの管理運営に関する意見やニーズを組織的に把握しているかを分析。 ・把握された意見やニーズの管理運営への反映事例を分析。
	[9-1]教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること。	9-2-(1)	機関としての学部・研究科を運営するために職務をつかさどる教職員が、適切に役割分担し、その連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されているか否か。		・教員と事務職員の業務所掌分担が明確になっているか、またその分担が適切かの分析。 ・教職が連携してあたる業務が明確になっているか、またその実例の提示。 ・FD・SD及び各種研修会等の開催状況及び参加状況を分析(特に教職あわせて参加するものは特記)。
【基準10】 教育情報等の公表	[10-1]学部・研究科等の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。	10-1-(1)	学部・研究科等の目的(学士課程であれば学科又は課程等ごと、大学院課程であれば専攻等ごとを含む)が、適切に公表されるとともに、構成員(教職員及び学生)に周知されているか。		・構成員以外の社会一般に対し、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表しているかを分析。 ・構成員(教職員(非常勤を含む)及び学生)に対して周知するための組織的な取組(各種会議、新任教職員研修、新入生ガイダンス等)が実施されているかを分析。 ・大学院を有する場合は同様に分析。 ・学校教育法施行規則第172条2
		10-1-(2)	入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。		・大学内の関係者に対して、各種会議やガイダンス等での説明、刊行物等の配布等の方法により周知を図っているかを分析。 ・学外の関係者に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載、入試説明会等での説明等の方法により広く公表しているかを分析。 ・大学院を有する場合は同様に分析。 ・学校教育法施行規則第172条2
		10-1-(3)	教育研究活動等についての情報(学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。)が公表されているか。		・自己点検・評価の結果等の教育研究活動等についての情報が、刊行物の発行やウェブサイトへの掲載等により公表されているかを資料・データを用いて分析。 ・上記以外にも、教育研究活動等の状況や、その活動の成果に関する情報を、社会に発信している場合は、その発信状況について分析。 ・教育研究活動等の状況についての情報を、外国语において発信している場合は、その発信状況について分析。
【基準11】 研究活動の状況 及び成果 ※ここで言う「研究活動」は、基礎研究や応用研究等に限らず、広く教員の創造的活動を指します。	[11-1]学部・研究科等の目的に照らして、研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。	11-1-(1)	研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。		・研究の実施体制及び支援・推進体制について、組織の役割、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等が確認できるデータを用いて整備状況を分析。 ・研究の実施体制及び支援・推進体制が、学部等の目的に基づいた研究活動を実施する上で必要な活動を行っていることが確認できる資料・データを用いて機能状況を分析。 ・学校教育法第113条等により、学部等の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していることが必要。
		11-1-(2)	研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。		・学部等の目的に照らして、それにふさわしい研究活動の成果や効果が見込まれる施策が適切に定められているか、研究活動の基本方針を明らかにした上で分析。
		11-1-(3)	研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、問題点等を改善するための取組が行われているか。		・研究活動の状況を把握する取組を実施し、その結果を質の向上や改善に結び付ける継続的な取組(継続的な方策の立案から実施までのプロセス、PDCAサイクル等)が確認できる資料・データ(組織の役割、構成、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携、意思決定プロセス、責任の所在等)を用いて、検証状況を分析。 ・把握した問題点等を研究活動の質の向上、改善に結び付けた事例を用いて取組状況を分析。
		11-2-(1)	研究活動の実施状況から判断して、研究活動が活発に行われているか。		・研究活動の実施状況が確認できる資料・データを用い、学部等の目的に照らして、「研究活動が活発に行われているか」を分析。 ・資料・データ等の例としては、研究出版物、研究発表、その他の成果物の公表状況、国内外の大学・研究機関との共同研究、学術交流、地域との連携状況、特許の申請件数、科学研究費補助金の申請件数、その他の受託研究、競争的研究資金への応募状況等が考えられる。

付録：自己評価 基準と観点 一覧

			<ul style="list-style-type: none"> ・研究活動の成果の質を示す資料・データを用いて、学部等の目的に照らして、「研究の質が確保されているか」を分析。 ・資料・データ等の例としては、受賞状況、学会招待講演の実施状況、特許等の取得状況、科学研究費補助金の獲得状況、競争的研究資金の獲得状況、外部評価、研究プロジェクト等の評価等が考えられる。 ・文部科学省大学教育改革支援プログラム等(グローバルCOEプログラム、21世紀-20-COEプログラム等)に採択された取組を実施している場合には、その実施状況(支援期間終了後の展開も含めて)のほか、研究活動への反映やその効果を分析。各種GPは、教育活動上の取組が対象であるので、ここでは取り上げない。
		11-2-②	<p>[11-2]学部・研究科等の目的に照らして、研究活動が活発に行われており、研究の成果が上がっていること。</p> <p>研究活動の成果の質を示す実績から判断して、研究の質が確保されているか。</p>
		11-2-③	<p>社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から判断して、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか。</p>
【基準12】 地域貢献活動の状況		12-1-①	<p>[12-1]大学・学部等の目的に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。 【当該事項全般に係る留意点】 地域貢献活動として、例えば、正規課程の学生以外への教育サービス・学習機会の提供や、産業界との協力による地域産業の振興への寄与、国・地方公共団体・民間団体との連携による地域社会づくりへの参画等が考えられます。</p> <p>大学・学部等の地域貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画等が適切に公表・周知されているか。</p>
		12-1-②	<p>計画等に基づいた活動が適切に実施されているか。</p>
		12-1-③	<p>活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。</p>
		12-1-④	<p>改善のための取組が行われているか。</p>
【基準13】 国際化の状況		13-1-①	<p>[13-1]学部等の目的に照らして、教育の国際化に向けた活動が適切に行われ、成果を上げていること。 【当該事項全般に係る留意点】 教育の国際化に向けた活動としては、様々な活動が考えられますが、本評価においては、それらを、「国際的な教育環境の構築」、「外国人学生の受入」、「国内学生の海外派遣」の視点から評価します。</p> <p>学部等の教育の国際化の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画等が広く公表されているか。</p>
		13-1-②	<p>計画等に基づいた活動が適切に実施されているか。</p>

付録：自己評価 基準と観点 一覧

		<p>「外国人学生の支援」の例 ・ウェブサイト・学内文書の多言語化、チューターの配置等による就学支援、外国人学生宿舎の斡旋、カウンセリング、経済的支援、就職支援、外国人学生ネットワークの構築等の実施状況から分析。</p> <p>「外国人学生の受入促進のための取組」の例 ・外国人学生のための入試制度、国際的広報活動、留学説明会の実施状況から分析。 ・入学手続きのワンストップ化</p> <p>「国内学生の海外派遣」の例 ・国内学生の海外派遣実績、教育課程編成・実施上の工夫、派遣学生に対する各種支援、国内学生の海外派遣促進のための取組等の実施状況から分析。</p> <p>「国内学生の海外派遣実績」の例 ダブル・ディグリー／ジョイント・ディグリー・プログラムによる海外派遣学生、短期海外派遣学生（単位互換制度等による海外派遣学生）、超短期海外派遣学生（サマー・プログラム等による海外派遣学生）を対象とする教育プログラムごとに分析。</p> <p>「教育課程編成・実施上の工夫」の例 教育課程における海外留学の位置づけの明確化、留学の事前教育としての外国語・異文化教育、海外で修得した単位等の認定基準、ダブル・ディグリー／ジョイント・ディグリー・プログラム、短期・超短期プログラム等の実施状況から分析。なお、ダブル・ディグリー／ジョイント・ディグリー・プログラムにおいては、「我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等、組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドライン」の留意点の関連事項についても分析。</p> <p>「派遣学生の支援・派遣促進のための取組」の例 留学間連情報の提供（留学説明会・個別相談等）、海外派遣学生の選抜方法、海外派遣中の学生に対するカウンセリング、経済的支援等の実施状況から分析。</p>
13-1-③	活動の実績や学生の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。	<p>・外国人学生の受入実績、国内学生の海外派遣実績、卒業（修了）/単位修得の状況、卒業（修了）後の進路及び学生の満足度等から判断して、目的や計画等をどの程度達成したかについて分析。</p>
13-1-④	改善のための取組が行われているか。	<p>・教育の国際化に向けた活動の状況を把握する取組を実施し、その結果を教育の質の向上や改善に結び付ける継続的な取組（継続的な方策の立案から実施までのプロセス、PDCAサイクル等）が確認できる資料・データを用いて取組状況を分析。 ・把握した問題点等を教育の国際化に向けた活動の質の向上、改善に結び付けた事例が確認できる資料・データを用いて分析。</p>